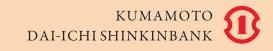


2020

熊本第一信用金庫の現況





庫花コスモス(秋桜)

●花言葉「善行」

コスモスという名前はギリシャ語の秩序、転じて美を意味した語に由来しています。(ギリシャで美は、調和と秩序から生まれてくるものとされています)

》2020熊本第一信用金庫の現況/目次

- 01 | ごあいさつ
- 02 基本方針
- 03 当金庫の概要
- 04 総代会制度
- 06 主な事業内容
- 07 リスク管理
- 08 内部管理態勢とコンプライアンス
- 11 地方創生
- 13 中小企業の経営改善への取組状況
- 14 地域活性化への取組み
- 16 当金庫における金融ADR制度への対応の概要
- 17 環境問題への取組み
- 18 顧客保護等への取組み
- 20 個人情報保護
- 21 金融犯罪の防止について
- 22 営業のご案内
- 25 主な手数料のご案内
- 26 トピックス
- 31 信用金庫と信金中央金庫グループのネットワーク
- 32 営業店ネットワーク
- 33 資料編
- 53 当金庫のあゆみ





会 長(代表理事) 森本 孝



理事長(代表理事) 豊住 賢一

ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。私ども熊本第一信用金庫をより深くご理解いただくために、業務内容、 業績等を取りまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。ご高覧いただくと共にこれからも当金庫をより一層ご愛顧 賜りますようお願い申し上げます。

さて、わが国の経済は、政府の施策等により個人消費が底堅いほか、設備資金も緩やかではありますが底堅く推移してきました。大企業の景気判断も概ね良好な水準にあるなど、全体的には回復基調を維持しているという見方となっていました。しかし、年末に中国で発生した新型コロナウイルスによる感染症が瞬く間に世界に蔓延し、日本国内でも多くの感染者がでています。このことで中国をはじめとして世界経済が著しく停滞しており、日本でも非常事態宣言が発出されるなど経済活動に大きな制約が出てきています。経済の停滞は既に世界規模で起こっており、日本を含め世界の株式市場も大きく下落をしています。新型コロナウイルスによる感染症という不安要因が払拭されないこともあり、わが国の景気・経済の先行きに関して不透明な状況にあります。

一方、地域の経済も人口の減少、中小企業数の減少に伴い地域の基礎的経済力が縮小していることに加え、後継者問題や人 手不足といった問題を抱え、前述の新型コロナウイルス感染拡大により、人・物・カネの流れが止まっており、地方経済への影響が心配されます。

そのような中、熊本においては八代港の国際クルーズ拠点「くまモンポート八代」の完成、交流人口の拡大を目的に、国際線・国内線ターミナルビルの一体化整備を進める「阿蘇くまもと空港」の運営の民営化もスタートしました。更に翌年は陸の玄関口となる「新熊本駅ビル」が開業し、陸・海・空の強固なゲートウエイが開かれることになり、観光の目玉である阿蘇への人物・物流の大動脈である「国道57号線」や「JR豊肥線」の復旧が待たれる状況です。現在は新型コロナウイルスによる感染症のために残念ながら人の往来が止まっていますが、終息したのちには、国内外のたくさんの観光客を受入れできる環境が整いつつある状況となっています。

業績について概略を申し上げますと、会員数は期末において23,124名(前期比68名減)、出資金は3,643百万円(前期比224千円増)となりました。

預金積金は、熊本城復興支援定期預金「天守閣」「阿蘇草原再生定期預金」等を推進した結果、期末残高は282,311百万円 (前期比2,459百万円、0.87%増)、期中平残は283,672百万円(前期比3,735百万円、1.33%増)と増加しました。貸出金は事業性融資の推進を進め、住宅ローンや「教育カードローン」「フリーローン」等個人向け融資も積極的に推進し、加えてコロナウイルス感染症対策資金に全力で取り組み期末残高は159,830百万円(前期比1,650百万円、1.04%増)、期中平残は156,596百万円(前期比1,291百万円、0.83%増)となりました。

期中の損益は、昨年度に引続き金融機関の競合激化や長引く低金利等の影響などから、貸出金利息が減少したため、業務収益は減少しました。一方、費用も預金利息、経費が減少しました。結果、コア業務純益は1,092百万円(前期比55百万円減)、経常利益は942百万円(前期比212百万円減)、当期純利益588百万円(前期比63百万円減)となりました。

当金庫は本年創立70周年を迎える記念すべき年となります。今回の新型コロナウイルスの感染症拡大により、県内のお客様も多大な影響・被害を受けています。4年前の熊本地震の発生時と同様に影響・被害を受けられた中小企業の経営支援や金融の円滑な対応等のため、お客様に寄り添い、きめ細かな対応に役職員全員努めております。加えて、熊本城復興支援定期預金「天守閣」を発売し熊本城復興のお手伝いを致しております。熊本を担うお取引先等の独身の方々に出会いの場を提供するための「めぐり逢いパーティー」の開催、キッズしんきん教室や阿蘇の草原を守る支援、ロアッソ熊本や熊本ヴォルターズへの支援等を通じて、地域の発展や活性化のための取組も継続的に行っております。

今年度も引き続き、中小企業の経営支援等に務め、地域貢献に全力を傾注し、金融仲介機能を発揮して地域経済を支える 為、役職員一同業績の向上に邁進する所存でございますので、本年もなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上 げます。



本店

基本方針

金融機関の公共性にかんがみ

- 1.中小企業の健全な発展と大衆生活の向上に貢献する。
- 2.地域社会の繁栄につき信用と共栄を旨とし奉仕する。
- 3.金庫の経営は健全且つ積極的に進め以って業務の進展に総力を結集する。

出づる太陽の たけき心と暖たかき 育む力身につけて 地域の方の幸せを 日ねもす願い渾身の 試を捧げて奉仕する われら われらは第一

監修 森本 孝

一、山を裂き雲を破りて

①当金庫の概要

設 立 昭和25年8月

本 店 熊本市中央区花畑町10番29号

会 員 23,124名

役職員 246名

店 舗 24店

営業地域 熊本市、菊池市、山鹿市、玉名市、八代市、宇土市、荒尾市、

人吉市、水俣市、宇城市、阿蘇市、合志市、菊池郡、上益城郡、 下益城郡、八代郡、玉名郡、阿蘇郡、葦北郡、球磨郡

(令和2年3月末現在)

》役 員

会	長 (代表理事)	森本	孝	常勤	助理事	石田	誠也	
理 事	長 (代表理事)	豊住	賢一	常勤	助理事	原田亨	■一郎	
専 務 理	事 (代表理事)	鴻池	卓児	理	事	粟津	勝蔵	
常務理	事 (代表理事)	渡邉	祐一	理	事	菊田	廣文	(%1)
常務理	事	荒尾俊	此古	理	事	倉岡	伸行	(%1)
常勤理	事	東	信治	理	事	田中	博康	
常勤監	事	村中	研一	監	事	尾上	達也	
				監	事	古田	邦昭	(%2)

(令和2年6月末現在)

※1理事 菊田 廣文、倉岡 伸行は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

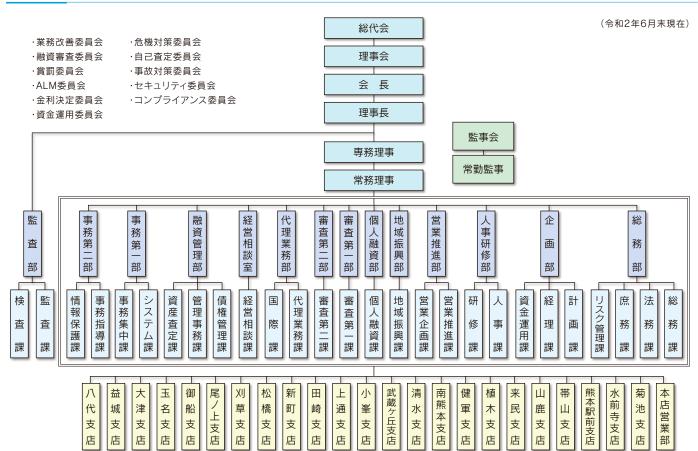
※2監事 古田 邦昭は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

》店舗のご案内

		0.7	=
店番	店名	住所	電話番号
01	本店営業部	熊本市中央区花畑町10-29	096-355-6110
02	菊池支店	菊池市隈府494-16	0968-25-3131
03	水前寺支店	熊本市中央区国府1丁目12-4	096-364-8147
04	熊本駅前支店	熊本市西区春日1丁目14-1	096-353-0521
05	帯山支店	熊本市中央区帯山4丁目1-21	096-383-2218
06	山鹿支店	山鹿市山鹿1616-7	0968-44-4125
07	来民支店	山鹿市鹿本町来民694-6	0968-46-2026
08	植木支店	熊本市北区植木町植木東3丁目167	096-272-2211
09	健軍支店	熊本市東区若葉1丁目2-5	096-369-3211
11	南熊本支店	熊本市中央区八王寺町30-18	096-378-5111
12	清水支店	熊本市北区高平3丁目41-4	096-345-6111
13	武蔵ヶ丘支店	熊本市北区武蔵ヶ丘5丁目23-4	096-338-9111
14	小峯支店	熊本市東区小峯1丁目4-3	096-369-6111
15	上通支店	熊本市中央区南坪井町5-5	096-356-6000
16	田崎支店	熊本市西区春日7丁目25-10	096-326-2161
17	新町支店	熊本市中央区新町1丁目10-22	096-326-2555
19	松橋支店	宇城市松橋町松橋1022-2	0964-33-5151
20	刈草支店	熊本市南区南高江1丁目13-57	096-358-1140
21	尾ノ上支店	熊本市東区尾ノ上1丁目9-17	096-367-1555
24	御船支店	上益城郡御船町御船953-6	096-282-3833
25	玉名支店	玉名市亀甲字東140-6	0968-73-5233
26	大津支店	菊池郡大津町大津1212-24	096-293-6200
27	益城支店	上益城郡益城町木山363-1	096-286-6511
28	八代支店	八代市本町2丁目1-32	0965-31-6211
		·	·

(令和2年6月末現在)

》組織図



■総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「相互扶助」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を大切にする協同組織金融機関です。したがつて、会員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫は会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要 事項を決議する最高意思決定機関です。したがつて、総代会は総会と 同様に会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員 の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や会員の皆様とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

□第70期通常総代会の議事内容

令和2年6月26日に開催された第70期通常総代会では、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項についてはそれぞれ原案のとおり承認されました。

報告事項 第70期業務報告、貸借対照表および損益計算書の 内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 総代候補者選考委員選任の件

■総代について

- (1)総代の任期は3年で、総代の定数は90人以上120人以内です。
- (2) 総代の選任区域は、当金庫の地区を下記のとおり2区に分けております。

第1区 県北第2区 県南

(3) 選任区域ごとの総代定数は、選任区域の会員数に応じて定めております。



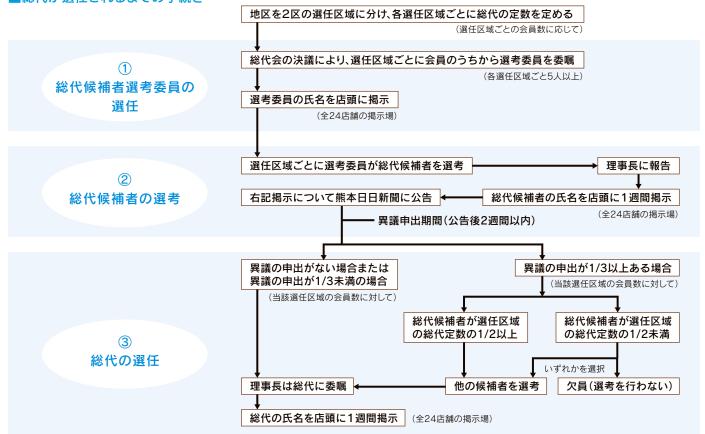
■総代の選任方法について

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する 重要な役割を担っております。

そこで総代の選任方法については、信用金庫法、定款、並びに総代 選考基準に基づき、下記のような手続きを経て選任しております。 ※総代選考基準

- ①総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。
- ②総代として相応しい方。
 - ・人格、識見に優れ、当金庫の発展に寄与していただける方
 - ・地域における信望が厚く、当金庫に対し協力的な方
 - ・当金庫の経営理念・方針を理解し、取引が良好な方

■総代が選任されるまでの手続き

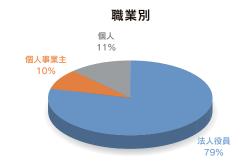


① 総代の氏名等 (五十音順)

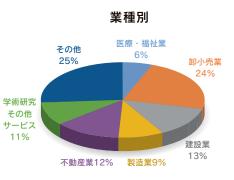


		1 区 (72名)				2	X	(43名)	
氏 名	就任 回数	氏 名	就任 回数	氏 名	就任 回数	氏 名	就任 回数	氏 名	就任 回数
荒木 律子	2	重村(慎二	6	松岡 泰輔	13	有田滿里子	7	中村 清	12
石橋 妙子	1	白木 宏典	2	松岡 義博	7	泉 清	1	中山 明英	5
和泉 伸郎	2	竹邉 貫一	6	松尾 具親	1	井上雄一朗	3	那須 健之	1
伊東山徹代	7	田島冨士夫	11	松村 英夫	13	今田 周作	1	原田 龍三	17
稲継 智康	1	田尻恭久	1	松村 保男	14	上田 功一	5	藤田 秀人	11
岩男留美子	6	田中英子	11	松本 隆司	15	上原 康嗣	1	正清宗昭	7
上田 信臣	6	田中 之博	8	丸本洋四郎	10	浦田 末光	6	松崎 幸子	7
梅守 裕司	1	千蔵 忠尋	12	三原 悟	2	大石 恭生	1	松村 俊宏	2
悦 正治	5	寺田 俊二	5	宮﨑 喜一	6	大村 正秀	9	松本 賢一	1
大西 伸夫	5	戸田 強	1	宮﨑 隆一	6	大森 敏雄	1	三浦 勲	3
尾崎 正	1	富田 正志	7	宮原 國臣	2	小山 英文	2	村田 和廣	9
梶尾 次郎	6	豊住 賢一	5	村上 義幸	3	河口 義弘	7	山口 一海	9
金澤 義満	2	中尾 潤一	1	毛利 浩一	7	工藤 元隆	15	山本千代二	11
叶井 誠司	5	永田 純次	6	最上太一郎	5	倉岡 伸行	11	米満 泰二	2
叶 憲司	5	永田 佳子	2	山内 武	9	小杉 康之	4	和久田数臣	4
亀井 明徳	1	中村和人	11	山部 英則	5	小屋松徹彦	4		
片桐 英夫	2	中村 圭司	4			志岐 和雄	11		
狩場 隆宏	5	西展宏	6			島崎訓男	12		
菊田 廣文	5	野中 克浩	4			下間良	9		
北野淳一郎	7	原田 賢治	7			鋤馬把 祥二	2		
清田 兼示	2	原田 之治	6			鈴木 之夫	10		
際田 俊一	6	原野 利一	9			副島隆	7		
工藤 正也	7	福田 徹志	11			田中 芳和	2		
窪寺 洋一	1	藤田 傳次	1			千原 一朗	2		
古閑 豊巳	1	堀 隆章	13			寺尾 瀏	6		
古崎 正敏	7	前川 浩志	5			徳永 隆正	5		
坂本 慶久	5	前原 里子	1			中島憲行	12		
猿渡 孝敏	9	正木 誠一	5			中島 義和	5	(敬称略)	

令和2年6月末現在 総代総数115名







(日本標準産業分類による)

》事業のご案内

■預金業務

皆様の様々な貯蓄目的や、生活設計に合わせた商品やサービスの提供を行っております。計画に合わせた無理のない範囲で貯蓄ができる 定期積金は、毎月ご家庭や職場に集金にお伺いいたしますので大変便利です。さらに年金受給者の皆様には、通常よりも優遇された金利の高い商品も取り扱っております。

■融資業務

地域の皆様に安定した資金を提供するため各種の融資制度がございます。また、豊かな家庭生活の設計や個人の目的に応じた各種のローンも取り揃えております。

■為替業務

国内の為替業務はもとより、貿易・貿易外送金、外貨両替の取扱いのほか、外貨預金、外貨による融資、信用状の開設など幅広い外国為替業務を行っております。

≫業務の種類

- 1.預金及び定期積金の受入れ
- 2.資金の貸付け及び手形の割引
- 3. 為替取引
- 4.上記1~3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - ①債務の保証又は手形の引受け
 - ②有価証券(⑤に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。⑥及び⑧において同じ。)の売買、(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
 - ③有価証券の貸付け
 - ④国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。) 並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - ⑤金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務 (除く商品投資 受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - ⑥特定目的会社が発行する特定社債(特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて金銭債権(民法(明治29年法律第89号)第3編第1章第7節第1款に規定する指図証券、同節第2款に規定する記名式所持人払証券、同節第3款に規定するその他の記名証券及び同節第4款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第1項に規定する電子記録債権を除く。以下⑥において同じ。)又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下⑥において同じ。)その他特定社債に準ずる有価証券(以下「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
 - ⑦短期社債等の取得又は譲渡
 - ⑧有価証券の私募の取扱い
 - ⑨次に掲げる者の業務の代理

株式会社日本政策金融公庫 独立行政法人住宅金融支援機構 独立行政法人農畜産業振興機構 独立行政法人勤労者退職金共済機構 独立行政法人勤労者退職金共済機構 日本銀行 年金積立金管理運用独立行政法人

日本酒造組合中央会 一般社団法人しんきん保証基金 公益財団法人不動産流通推進センター 独立行政法人環境再生保全機構 株式会社日本政策投資銀行

独立行政法人中小企業基盤整備機構

西日本建設業保証株式会社

独立行政法人農林漁業信用基金 ⑩次に掲げる者の業務の代理又は媒介

イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)

(内閣総理大臣が定めるものに限る。)

①信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介 (内閣総理大臣が定めるものに限る。) 信金中央金庫

■付帯業務

(代理業務)株式会社日本政策金融公庫・独立行政法人住宅金融支援機構などの公的資金の代理貸付業務を行っております。日本銀行歳入代理店業務や地方公共団体の公金収納取扱業務等を行っております。

(信託代理業務)信託とは、お客様(委託者)がお金や土地などの大切な財産を信頼できる相手(受託者)に託し、自分または他人(受益者)のために管理・運用させる制度です。受託者は委託者の定めた目的に従って信託財産を管理・運用し受益者に信託利益を交付します。

(投資信託の窓口販売業務)投資信託は、高利回り運用が期待できる 金融商品ではありますが、預金とは違い預金保険の対象ではなく元本 の保証はありません。

(公共債の窓口販売業務) 利付国債・個人向け国債・地方公募債の販売を行っております。

■お客様支援サービス

コンピュータ技術や通信ネットワークの発展を活用した各種サービスを充実して、お客様の経理事務の合理化・省力化・資金運用の効率化にお役に立てるよう積極的に取組んでおります。

- ②国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の 取扱い
- ⑬有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- ⑭振替業
- 仮而替
- ⑥デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。⑦において同じ。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(⑤に掲げる業務に該当するものを除く。)
- ⑪デリバティブ取引(信用金庫法施行規則で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理
- ⑩金融等デリバティブ取引(⑤及び⑯に掲げる業務に該当するものを除く。)
- ⑩金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(⑰に掲げる業務に該当するもの及び信用金庫法施行規則に定めるものを除く。)
- ②有価証券関連店頭デリバティブ取引(当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が⑤の証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、 差金の授受によって決済されるものに限る。②において同じ。) (②の業務に該当するものを除く。)
- ②有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次又は代理 ②命の取扱い
- 5.国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について 金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務 (上記4に より行う業務を除く。)
- 6.法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - ①保険業法 (平成7年法律第105号) 第275条第1項により行う保険募集 ②中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の7の5第1 項により行う共済募集
 - ③金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項に規定する信託業務
 - ④地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
 - ⑤担保附社債信託法 (明治38年法律第52号) により行う担保附社 債信託業務
 - ⑥スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、 独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託または独立行 政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関 からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
 - ⑦確定拠出年金法 (平成13年法律第88号) により行う業務
 - ⑧高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - ⑨電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

① リスク管理

金融の自由化や国際化、規制緩和の進展により、金融機関の業務は急速に複雑・多様化しており、金融機関が抱えるリスクはますます拡大しております。 このような環境の下、当金庫が地域の金融機関として信頼していただき、地域社会の繁栄に貢献していくためには、今後も業務の健全性を確保し続けていくことが重要であると考えております。 当金庫はこれらのリスクを個別に管理するだけではなく、一元的に管理・計量化かつコントロールしていくことが必要であると考え、統合的なリスク管理の実現に向け態勢整備を進めております。

■信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先または投資先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

当金庫では、信用リスクは管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、信用リスクの最適化を図るべく管理に取組んでおります。

具体的には、小口多数取引の推進、業種別管理、さらには与信集中によるリスク抑制のための大口与信先管理など、さまざまな角度から分析を行っております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却及び引当金計上に関する取扱」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場リスク・ファクターの変動により、資産負債の価値が変動し損失を被るリスクや、収益が変動するリスクをいいます。

当金庫では、市場部門(フロント)、事務管理部門(バック)およびリスク管理部門(ミドル)の分離により、相互牽制体制を築くとともに、リスクの状況を把握しつつ、これらの変動に機動的に対応できる体制の強化に努めております。

■流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出等によって、必要な資金確保が困難になり、通常よりも著しく不利な条件で資金の調達を余儀なくされる(資金繰りリスク)、あるいは、市場において通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる(市場流動性リスク)こと等により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、手元流動性預金と支払準備率を日次管理し、流動性を 重視した資金運用を行うことにより安定的な流動性準備量の確保に努 めております。

■オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務運営上、可能な限り回避すべき リスクであり、当金庫は、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的 リスク、有形資産リスク、風評リスクと定義し、各リスクの顕在化の未 然防止および発生時の影響度の極小化に努めております。

-事務リスク-

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことに より金融機関が損失を被るリスクです。

当金庫は、事務第二部による事務指導や監査部による臨店監査を行う一方、事務規程の整備と機械化・集中化を行い、リスクの極小化に努めております。

ーシステムリスクー

コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等システムの不備等により、あるいはコンピュータが不正に利用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫は、一般社団法人しんきん共同センターのオンラインシステムを利用して日常業務を行っており、システムの安全管理には万全の体制で対応しております。

-法務リスクー

金融機関の業務や新商品・新サービスの取扱時において、法令違反 や不適切な契約等により損失が発生するリスクのことです。

当金庫は法務リスクに関する諸問題に対して、顧問弁護士等と協議を重ねて慎重に対処しております。

-人的リスクー

人事運営上の不公平・不公正 (報酬・手当・解雇等の問題)・差別的 行為 (セクシャルハラスメント等) から生じる損失・損害のことです。

当金庫は各種人事関連規程を整備し、差別的行為に対しては通報窓口を設置し、公正な人事運営に努めるとともに、教育・研修や職場指導等により、適切な管理を行っております。

-有形資産リスク-

災害その他の事象から生じる、有形資産の毀損・損害を被るリスクのことです。

当金庫は本支店の有形資産を随時点検し営繕するとともに、建設後 長期間経過した建物は計画的に順次改装する等管理しております。

-風評リスクー

事実と異なる情報や風説等が世間に広がることによって、信用が著 しく低下し、損失を被るリスクのことです。

当金庫は適切なディスクロージャーの実施により、経営の透明化を確保し、防止に努めております。



鍋ケ滝

① 内部管理態勢とコンプライアンス

》熊本第一信用金庫内部管理基本方針

当金庫は、内部管理態勢の構築が業務の健全性・適切性を確保するために必要不可欠なものであるとの認識のもとに、経営の最重要課題として位置付け、本方針に従って継続的に内部管理態勢の整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

1.当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)法令等遵守の徹底を業務の健全性・適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に係る基本方針を「コンプライアンスの基本方針」として定める。また、これに則った業務運営を実現するため「コンプライアンス・マニュアル」を具体的な手引書とする。更に法令等遵守態勢の整備のための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を定める。
- (2)法令等遵守を確保する体制として、金庫内の法令等遵守に関する 事項を一元的に管理するコンプライアンス統括部門の設置と、各 業務部門及び営業店毎に「コンプライアンス担当部長」「コンプ ライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連 携を図る。また、法令等遵守に関する経営上重要な事項の協議又 は評価を行う機関としてコンプライアンス委員会を置く。
- (3)公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができる窓口を置く。
- (4)内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その 結果を理事会等及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監 査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、 その実施状況を検証する。

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)理事の職務の執行に係る情報·文書は、「処務規程、第6章『文書 保存』」等に基づき適切に保存·管理する。
- (2)理事会、常勤理事会、各委員会等の議事録は、「理事会規程」、 「常勤理事会議規程」及び各「委員会規程」等に基づき作成し、 適切に保存・管理する。
- (3)理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3.リスクの管理に関する規程その他の体制

- (1)適正なリスク管理を実現するため、リスク管理の目的やリスク管理体制、役割分担等を定めた「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程とする。
- (2)リスク管理の体制は、この金庫全体のリスク管理統括部署、リスクカテゴリー毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。
- (3)リスク管理統括部署は、統合的なリスクの状況を定期的に理事会 等に報告する。
- (4)内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その 結果を理事会等及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監 査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、 その改善状況を検証する。

4.当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための 体制

- (1)理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、理事会を原則3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当金庫の経営方針及び業務戦略に関わる重要な事項については、予め常勤理事会等において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (2)理事会は全役職員が共有する経営計画及び年度毎の業務運営方 針を決定する。各担当役員は、これらに沿って、具体的な施策及 び効率的な業務遂行体制を決定するものとし、必要に応じて常 勤理事会等において議論を行い理事会に報告するものとする。
- (3)理事は、会員及び預金者等の理解を得ることにより、当金庫の事業を効率的に運用するため、経営情報及び地域貢献活動等の開示を適時適切に行う。

5.次に掲げる体制その他の当該金庫及びその子法人等から成る集団にお ける業務の適正を確保するための体制

- (1)当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
- ①当金庫の子法人等が行う業務が法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、子法人等の代表取締役から定期的に経営の重要事項に関する報告を受けるとともに、当金庫の関係部署が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。
 - なお、当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて 理事会に報告する。
- ②当金庫と当金庫の子法人等との取引が、弊害防止措置等の遵守 の観点から、適切なものとなるようコンプライアンス統括部門や 内部監査部門が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。
- (2)当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 ①当金庫は、子法人等を含む当金庫全体のリスク管理について「リ スク管理規程」を準用する。
- (3)当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当金庫は、子法人等における業務運営方針や経営計画に基づく事業の実施状況を定期的に管理、検証し、必要に応じて理事会に報告するとともに、子法人等からの求めがあるときは、個別の事案に応じて当金庫の役職員のうち適切な人材を派遣する。
- (4)当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及 び定款に適合することを確保するための体制
- ①当金庫が策定した「役職員行動指針」をコンプライアンスの考え方の基本とし、これを子法人等の役職員に周知する。
- ②監事および内部監査部門は、当金庫の子法人等の業務について、 法令等に抵触しない範囲で監査を行う。

6.当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合に おける当該職員に関する事項

- (1)監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する 職員の配置を求めることができる。
- (2)監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、理事会等において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

7.当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性に 関する事項

- (1)監事の職務を補助する職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、各担当役員の指揮命令を受けない。
- (2)監事の職務を補助する職員の理事からの独立性を確保するため、 当該職員の人事異動及び考課等人事権に係る事項の決定につい ては、予め監事に同意を求めることとする。

8. 当金庫の監事の第6号の職員に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1)当金庫は監事の監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員を配置する。
- (2)当金庫は監事の職務を補助する職員の理事からの独立性を確保するため、当該職員の人事異動及び考課等人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

9.次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

- (1)当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制
- ①理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - イ 理事会で決議された事項
 - 口 常勤理事会で決議された事項
 - ハ 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 二 経営状況について重要な事項
 - ホ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

- へ 重大な法令・定款違反
- ト 公益通報の状況及び内容
- チ その他コンプライアンス上重要な事項
- ②職員は前項ハからチに関する重大な事実を発見した場合は監事 に直接報告できるものとする。
- ③監事はいつでも理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告 を求めることができるものとする。
- (2)当金庫の子法人等の取締役、監査役等その他これらの者に相当 する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当金庫 の監事に報告をするための体制
- ①当金庫は、当金庫及び子法人等の役職員が、法令、定款違反又は その可能性のある事実を発見した場合や、当金庫又は子法人等に 著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、金 庫のコンプライアンス相談窓口等を利用することにより、直ちに 当金庫の監事へ報告を行うこととする。
- ②当金庫の監事は、当金庫及び子法人等の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、当該監事に対して速やかに適切な報告を行ってきた義務付ける。
- ③当金庫の監事は、その職務において必要な範囲において、当金庫 及び子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必 要に応じて担当部門に説明を求めることができる。
- ④当金庫の監事と子法人等の監査役は、相互に監査の状況等について情報交換をすることにより、子法人等を含む金庫全体の監査の充実・強化を図る。
- ⑤当金庫は、コンプライアンス統括部門が当金庫の監事に対して、 内部通報の状況等(監事に直接通報された事項を除く)について 定期的に報告するよう義務付ける。

10.前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱い を受けないことを確保するための体制

- (1)当金庫は、金庫のコンプライアンス相談窓口等を利用して、当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係るほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止し、その旨が定めてある公益通報者保護規程の内容を当金庫及び子法人等の役職員に周知する。
- (2)当金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- (3)当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った 者がいた場合には、公益通報者保護規程や就業規則に則り厳格 な処分を行う。

11.当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1)当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたとき は、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でな いと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理 する。
- (2)当金庫は、不祥事件発生時等において、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

12.その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子法人等の取締役等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努める。
- (2)代表理事は、監事と定期的に意見交換会を実施し、監事から監事 監査の環境整備等について要請があれば誠実に協議を行う。
- (3)監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の 専門家に依頼する体制を確保する。

》内部統制システムの運用状況

理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保 するための体制等、内部統制システムの運用状況は以下のとおりで ございます。

- (1)リスク管理体制は、各種のリスク管理規程に従って、当金庫に関わるリスクの識別・分析を行い、適切な対応を行っています。
- (2) 当期における主な会議の開催状況としては、理事会を9回開催し、理事の職務の執行の適法性および効率性を高めるために、非常勤理事、非常勤監事が常時出席しました。また、監事会も7回開催しました。その他、ALM委員会、業務改善委員会等を定期的に開催しています。
- (3) 内部監査の実施については、子法人も含めたグループの業務の 適正を確保するため、内部監査計画に基づき内部監査を実施しました。
- (4)職員教育の実施状況としては、職員による法令等の遵守を徹底するため、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、毎年、すべての職員に対して教育訓練を定期的に実施しています。



山鹿灯籠浪漫·百華百彩

» コンプライアンス(法令等の遵守)

コンプライアンスとは、一般的に 「法令等の遵守」 と解釈されていますが、当金庫は、コンプライアンスを各種法令、倫理、行動規範、金庫内各種規程等の みならず、お客様との約束ごとまでにいたる 「あらゆるルールを遵守する」 と解釈しております。

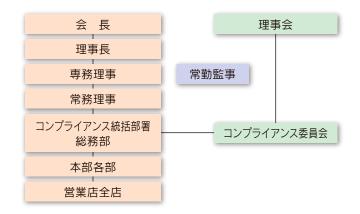
当金庫はコンプライアンスを金庫経営の重要課題の一つとして位置付け、地域に根ざした金融機関として役職員一人ひとりが、あらゆるルールを遵守し、地域社会やお客様から信頼される金融機関を目指しております。

コンプライアンス基本方針

- 1.信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を自覚し責任ある 健全な業務運営の遂行に努める。
- 2.創意と工夫を活かした金融及び非金融サービスの提供等を通じて地域社会の発展に貢献する。
- 3.法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決して反する ことのないように公平な業務運営を行う。
- 4.社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力は、 これを断固として排除する。
- 5.経営情報の積極的かつ公正な情報開示をはじめとして、広 く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

コンプライアンス態勢図

令和2年6月末日現在)



》熊本第一信用金庫行動綱領

①信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある 健全な業務運営の遂行に努める。

②質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

③法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもと ることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

④地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域 社会とのコミュニケーションの充実を図る。

⑤従業員の人権の尊重等

従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境 を確保する。

⑥環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

⑦社会貢献活動への取組み

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

⑧反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

》反社会的勢力に対する基本方針

私ども熊本第一信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、 以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、 熊本県暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊 密な連携関係を構築します。
- 5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

① 地方創生

》地方創生における当金庫の取組み①

■創業者支援事業

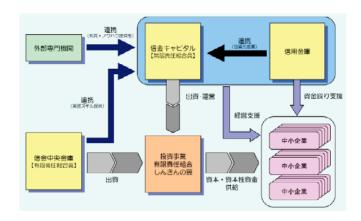
●全店を創業相談窓口とし、よろず支援拠点・日本政策金融公庫・ 熊本県信用保証協会との連携で創業支援を行っています。



■育成・成長ファンド事業

●「創業・育成」や「成長」のステージにある中小企業者に対して、 信金キャピタルによる資本、または資本性資金の供給を行うこ とで、地域産業の活性化に貢献しています。

育成・成長ファンド「しんきんの翼」



》地方創生における当金庫の取組み②

■空き家対策·地方移住支援事業

- ●老朽化した空き家の解体費用に対する融資を行います。
- ●地方移住者の受け入れ施設を整備する資金の供給を行います。

400自治体で空き家条例 国が後押し 撤去容易に 2015/6/3付 日本経済新聞 銀刊 総務省などによると、空き家は2013年10月時点で全国に約820万戸。約400の自治体が、持ち主に管理改善を命じる規定などを盛り込んだ空き家管理条例を制定している。5月には国 の特措法が全面施行され、条例のない自治体でも対策を進めやすくなった。 条例制定は空き家問題の深刻化を背景に急増。13年は167 作、14年(1~10月)は15年に上り、大半がここ2年ほどの間 の制定だ。都道府県別では秋田で県内市町村の9割に当たる

特措法では、既存の条例では難しかった、固定資産税の課税情報を使って所有者を特定する手法が認められ、行政代執行で強制撤去することも可能になった。特措法をベースに条例 を作る動きもあり、法律と条例の両輪で対策が進みそうだ。

23自治体で施行されているほか、山形や佐賀も制定率は約8

割と高い。空き家が被害を受けやすい豪雪地域などが目立

ただ行政代執行で公費を使って強制撤去した場合、後で所有者から費用を回収できないと 自治体の「持ち出し」になる。所有者不明の空き家も多く、全て行政の負担で処分するのは非 理率的だ。

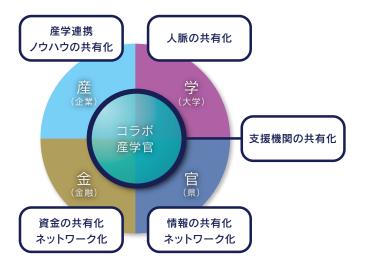
■農業者向け融資の取組み

- ●日本政策金融公庫農林水産事業と提携した農業者向け融資 「しんきんアグリサポートローン豊作」、「スーパーL資金」を 行っています。
- ●農業の成長産業化を支援します。



■産学官連携事業

■コラボ産学官熊本において、地元中小企業の技術開発についてのサポートを行っています。



■教育支援事業

- ●進学サポートローン「未来」 熊本の大学進学率を向上させる取組みを行っています。
- ●教育カードローン



》その他の地域貢献の取組み

■事業性評価融資、事業再生への取組み

●事業性評価を重視した融資の取組みと、企業再生支援の取組みにより地域活性化に貢献します。

■事業承継支援事業

●中小企業の事業承継サポートを行います。

■婚活支援事業

●婚活パーティー 「めぐり逢い」 を開催し、熊本の人口減少対策へ の貢献をしています。



■スポーツ支援事業

- ●ロアッソ熊本誕生以来のオフィシャルスポンサー
- ●プロバスケットボール「熊本ヴォルターズ」の支援

■阿蘇草原再生定期預金

●熊本の宝「世界農業遺産」を守るための支援を行っています。



①中小企業の経営改善への取組状況

1.中小企業の経営改善に関する取組み方針

当金庫は地域の中小企業 (小規模事業者を含む。以下同じ。) と地域社会の皆様の繁栄に資するため、以下の方針に基づき経営改善支援及び事業再生支援に全力で取り組んでまいります。

(基本方針)

当金庫は地域密着型金融を旨として、お客様との長期的なお取引関係により得られた情報を蓄積・活用し、貸出や経営相談等の強化を図りながら、お客様や地域の皆様との連携・共栄を深めていく所存です。

今後も、地域に根ざしたきめ細やかな営業活動、ご融資先への経営相談、経営支援等地域に密着した活動を展開する事により、お客様や地域の ニーズを的確に把握し、地域密着型金融の担い手として、地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化への取組みを積極的に推進します。

2.中小企業の経営支援に関する整備状況

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化するなか、中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化を図るために創設された「中小企業経営力強化支援法」(平成24年8月30日)の施行にともない、平成24年11月5日当金庫は中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う「経営革新等支援機関」として第一号認定を受けました。本認定制度は税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験を有する中小企業支援機関等を、国が経営革新等支援機関として認定する事により、経営分析や事業計画策定に係る中小企業による支援機関に対する相談プロセスの円滑化を図るものです。

今後も、他認定支援機関や外部専門家・外部機関との連携強化を図りながら、新たなコンサルティング業務の展開、事業再生スキームの提案等、取引先の問題・課題を解決する付加価値の高いサービスの提供を通じて、今後もより実効性の高い経営支援及び事業再生支援を行っていきます。

3.中小企業の経営支援に関する取組状況

(1) 最適なソリューションの提案

中小企業の経営改善や事業再生には、事業のライフサイクルに応じた経営改善支援が必要となるため、当金庫は積極的にコンサルティング機能を発揮し、それぞれのステージに合った最適ソリューションを提案、提供します。

(2) 外部機関・外部専門家等との連携強化

複雑化・高度化する経営課題等の相談に対応するため、中小企業診断士等の専門家を中小企業に派遣、多様性・地域性といった中小企業の特性を踏まえた専門的助言や経営支援・事業再生支援に取組みます。

また、当金庫は熊本県信用保証協会を事務局とする「熊本県中小企業経営支援連携会議」の幹事団体として、会員相互の協調体制による迅速かつ的確な中小企業支援の実現のため積極的かつ柔軟に対応してまいります。

(3) 事業再生支援

熊本県中小企業再生支援協議会、熊本県よろず支援拠点、熊本県中小企業診断士協会、九州活性化プラットフォーム、中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構(REVIC)と連携し事業再生支援に取組むほか、事業再生ファンド等、多種多様な再生手法の活用を検討します。

(4) 経営革新等支援機関を活用した中小企業施策等の活用

認定支援機関を窓口とする小規模事業者に着目した各種事業化支援策の周知及び有益な情報提供活動を通じて、それらの積極活用を図り地域経済の活性化に努めていきます。

(5) 専門人材の育成

専門的知識を有する人材のさらなる育成のため、中小企業診断士やファイナンシャルプランナー等の資格取得を積極的に推奨し、実践的な研修や専門家との同行訪問等の活用により経営支援、事業再生支援のノウハウ蓄積と専担者のスキルアップに努めていきます。

》中小企業等への経営支援態勢



① 地域活性化への取組み

当金庫は、熊本県内のみを事業区域として、地元の中小企業者や住民の方々が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の方々との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

※計数は令和2年3月末現在

> 1. 預金に関する事項 (地域からの資金調達の状況)

【預金積金残高 282,311百万円】

当金庫では、令和元年秋の熊本城天守閣外観完成に合わせ、熊本城復興支援定期預金「天守閣」を発売しました。

この商品は、取扱期間終了後の預金総額に応じて、熊本市に熊本城災害復旧支援金を寄附するもので、令和元年度は82万円を寄付しました。

本年度も、「天守閣」第2弾の取扱を開始しており、引き続き熊本城 復興への支援を続けていきます。

> 2.貸出金(運用)に関する事項(地域への資金供給の状況)

【貸出金残高 159,830百万円 】 事業者 112,472百万円 】 (設備資金 60,673百万円) (運転資金 51,798百万円) 個人 38,155百万円 (うち住宅ローン 17,042百万円) (うち消費者ローン 14,496百万円) 地方公共団体 9,203百万円 【預貸率 56.61%

当金庫では、個人向けには、マイホーム新築、購入、増改築に対応する全期間固定金利型「新型住宅ローン」、住宅資金を無担保で対応する「無担保住宅ローン」、各種ローン等の返済にお困りの方の借入を一本化するローン「一信たすけ」、大学等への進学をサポートする「進学サポートローン未来」、事業者向けには、保証協会付で低利長期の資金調達が可能な「各種制度融資」、日本政策金融公庫と連携した創業サポートローン「初陣」及び地域活性化ローン「出陣」、新規に事業用設備投資をお考えの方には、全期間固定金利型の「事業者ローン」等、お客様のニーズにあった商品を各種取り扱っており、豊かな生活・夢の実現をサポートしております。

3. その他運用に関する事項 (貸出金を除く)

 【 預 け 金
 123,671百万円 】

 【 有 価 証 券
 22,420百万円 】

 【 預 証 率
 7.94% 】

支払準備用の資産運用ということを第一義として、市場リスク、流動性リスクを把握しつつ運用を行っております。

» 4. 今期決算に関する事項

【 業務純益1,090百万円】【 当期純利益588百万円】【 自己資本比率8.63%】

本誌「資料編」に詳細に記載しております。

≫5. 取引先への支援等 (地域との繋がり)

○経営改善先への支援

平成15年6月に経営相談室を新設し、本部部長、支店長経験者、中小企業診断士の資格を有する職員を配置しています。お取引先の多様なニーズに応じた経営相談やコンサルティング業務、過剰債務構造の解消、事業や業務の見直しなどの企業再生、また、熊本県よろず支援拠点や熊本県中小企業再生支援協議会との連携による経営支援を行っています。

○顧客ネットワーク化の取組み

営業店において異業種交流の場、機会を作るため「経友会」を組織し講演会、その他の会合によりお取引先同士の情報交換、親睦交流を図り新たなビジネスの場の提供にもなっております。

また、商工会やロータリークラブでの研修会に参加し情報の提供 をしています。

○事業承継、M&A仲介の支援

地域経済の安定、活性化への取組みの一環として、事業承継問題 を抱える事業者や、事業の多角化を目指す企業をサポートする態勢 の整備と、支援能力の向上を図っております。

» 6. 文化的·社会的貢献に関する事項

当金庫は金融業務以外でも地域、社会へ貢献するため努力しております。

○地域の皆様への情報提供の一環として各業界から講師を選び講演会を実施しております。

令和元年度は、ジャーナリスト・ノンフィクション作家の門田隆将 氏に「新聞・雑誌ジャーナリズムの舞台裏」の演題で講演いただき ました。

- ○献血や地域の清掃活動、チャリティーランに参加しております。
- ○その他、犯罪被害者支援、沿岸警備、防犯、防衛防災、教育、人権、文化、環境保全、海外交流等の各種事業に協賛し、また参加しております。

» 7. 地域貢献の体制整備

県下に24店舗を展開し、役職員246名が従事しております。そのうち73名の営業担当者は日々お取引先へ訪問し、各種サービスの提供や相談業務を行っております。

≫ 8. 経営者保証に関するガイドラインの活用状況について

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

なお、令和元年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は445件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は11.30%、保証契約を解除した件数は7件です。また、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の事案はありませんでした。

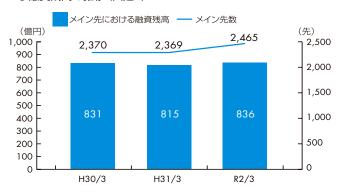
》 9. 金融仲介機能の発揮状況について (対応するベンチマーク)

当金庫は、中小企業への貢献、地域社会への奉仕等を基本方針に掲げ、企業の成長や地域経済の活性化のため、お取引先の本業支援や経営改善支援に取り組んでおります。

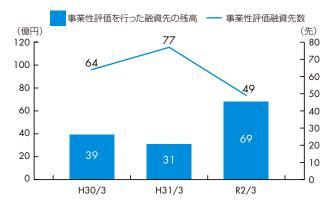
こうしたなか、平成28年9月に金融庁から「金融仲介機能のベンチマーク」が公表され、金融機関にはベンチマークの積極的な取組みを通じ、金融仲介機能の質を高め、お取引先の成長力強化や生産性の向上などを実現していくことが求められております。

当金庫は、平成29、30、令和元年度におけるベンチマークの実績を公表するとともに、効果的な活用を行い、お取引先のニーズや課題に応じた対応に努め、地域の成長・発展に向け貢献してまいります。

●当金庫をメインバンクとしてご利用いただいている事業所の先数及び融資残高の推移(共通1)



●事業性評価融資を行っている先数及び融資残高(共通5)※単年実績



●当金庫が行った新規創業等のサポート先数 (共通3、選択16)

[共通3]	(単位:先)
[共通3]	(単位:先)

	H30/3期	H31/3期	R2/3期
当金庫が関与した創業先数	52	57	47
当金庫が関与した第二創業件数	0	4	3

【選択16】 (単位:先)

支援内容	H30/3期	H31/3期	R2/3期	
①創業計画の策定支援		32	36	47
②創業期の	プロパー	6	12	6
取引先への融資	信用保証付	46	55	36
③政府系金融機関や創業	9	19	8	
④ベンチャー企業への助	成金·融資·投資	0	0	0

●当金庫が貸付条件の変更等を行っている企業の経営改善計画の進 捗状況(共通2)

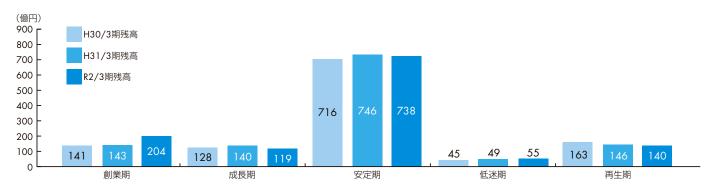
(単位:先)

		H30/3期	H31/3期	R2/3期
貸	付条件の変更を行っている先の総数	156	142	130
	うち経営改善計画の進捗が 好調な先(計画比120%超)	7	5	5
	うち経営改善計画の進捗が 順調な先(計画比80~120%)	46	35	19
	うち経営改善計画の進捗が 不調な先(計画比80%未満)	103	102	106

●お客様のライフステージに応じた支援(共通4)

(単位:先、億円)

		創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
H30/3期	先数	473	278	2,539	181	215
	残高	141	128	716	45	163
H31/3期	先数	447	331	2,532	172	192
	残高	143	140	746	49	146
R2/3期	先数	644	286	2,384	168	181
八乙/3期	残高	204	119	738	55	140



①当金庫における金融ADR制度への対応の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または総務部で受け付けています。

- 1.苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内 部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2.事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 3.苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

4.当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国 しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を 受け付けています。詳しくは上記総務部にご相談ください。 苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

	熊本第一信用金庫 総務部
住所	熊本市中央区花畑町10-29
電話番号	096-355-6111
FAX番号	096-355-6361
受付時間	9:00~17:00(信用金庫営業日)
受付媒体	電話、手紙、ファクシミリ、面談

*お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)				
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7			
電話番号	03-3517-5825			
受付日	月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く)			
受付時間	9:00~17:00			
受付媒体	電話、手紙、面談			

5.熊本県弁護士会、鹿児島県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。

なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名 称	熊本県弁護士会 紛争解決センター	鹿児島県弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒860-0078 熊本市中央区京町1-13-11	〒892-0815 鹿児島市易居町2-3
電話番号	096-325-0913	099-226-3765
受付日/時間	月~金(祝日を除く) 9:00~17:00	月~金(祝日を除く) 10:00~16:00

東京三弁護士会

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日/時間	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~15:00	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00

6.東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(http://www.daiichishinkin.co.jp/)をご覧ください。

(1)現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、現地調停をご利用できる弁護士会や仲裁(ADR)センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士 会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2)移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

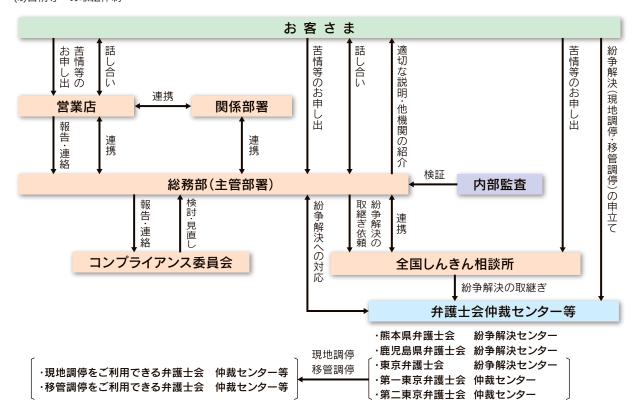
例えば、移管調停をご利用できる弁護士会や仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1)営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2)苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3)苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うととも に、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手 続の進行に応じた適切な説明を総務部から行います。
- (4)お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
- (5)紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6)お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、 苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応を実効あるものとするため、内部監査部門が検 証する態勢を整備しています。
- (8)苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9)お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

(10)苦情等への取組体制



① 環境問題への取組み

» 熊本第一信用金庫 環境方針

基本理念

熊本第一信用金庫は、熊本県に営業基盤をおく地域金融機関として、次世代へ郷土の豊かな自然環境を引き継ぐため、役職員一人一人が毎日の業務を通じて、地域の環境改善や文化創造への貢献に積極的に取り組みます。

基本方針

- 1. 環境に関する法令や規則の他、当金庫が定めるその他の取決め事項等を遵守し、環境保全の継続的な改善に努めます。
- 2. 当金庫の全ての事業活動が環境に与える影響を適切に評価し、改善するための体制を定期的に見直すことによって、継続的な環境改善と汚染の予防に努めます。
- 3. 金融サービスを通じて環境の保全・保護に関する事業のお手伝いを行い、環境負荷の軽減を図り、環境問題に関する地域貢献を積極的に推進します。
- 4. 当金庫役職員が常に環境に配慮した行動が定着することを目指し、環境保全に関する意識の高揚に努めます。
- 5. この環境方針は、当金庫の役職員へ周知するとともに、ホームページ等で皆様にも公表します。

① 顧客保護等への取組み

》顧客保護管理態勢

多様化する金融ニーズにお応えし、お客さまとの適切な取引を確保するために、商品・サービスに係る適切な説明やお客さまの声への十分な対応、お客さま情報の適切な管理等を行うべく態勢の整備を図っております。

○顧客説明管理態勢

当金庫はお客さまへの説明を要する全ての取引や商品について、「金融商品に係る勧誘方針」を制定し、お客さまに対してその知識、経験、資産の状況及び契約の目的に応じた情報提供および商品説明を適切かつ十分に行います。

○顧客サポート等管理態勢

当金庫はお客さまからのご相談・ご要望・苦情等に対して、お客さまの 理解と信頼を得られるように公正・迅速・適切な対応を行い、お客さまの 正当な利益が確保されるよう努めております。

○顧客情報管理態勢

当金庫はお客さまに関する情報は法令等に従って適切に取得するとと もに、不正アクセスや情報の流失・紛失等を防止するよう、厳正な取扱い を行うよう徹底しております。

○外部委託管理態勢

当金庫が行う業務を外部に委託する場合においては、その業務を適切に遂行できる能力を有するものに委託先を限定するとともに、委託先に対して委託業務の処理状況や秘密保持管理状況等について、定期的または必要に応じて検証しております。

○利益相反管理態勢

当金庫は当金庫とお客さまの間、当金庫のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、お客さまの利益を不当に害することのないよう適切な管理を行っております。

≫金融商品に係る勧誘方針

当金庫では、お客さまに金融商品をお勧めする際に遵守すべき勧誘方針を以下のとおり策定し、職員に徹底しております。また、お客さまが、金融商品の内容を十分ご理解いただいたうえで判断いただけるよう、職員への十分な教育・研修を行っております。

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 1.当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2.金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 3.当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる 説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員 の知識の向上に努めます。
- 4.当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5.金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融商品に関する苦情・ご相談は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。 熊本第一信用金庫 営業推進部 電話番号: 096-355-6115 受付時間: 当金庫営業日の午前8時45分~午後5時30分



八代市 五家荘 緒方家

》保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- ○当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- ○当金庫は、反社会的勢力への保険募集は行いません。
- ○当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- ○当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- ○当金庫は、法令等の特例措置に基づき、以下の保険商品については、「当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等である当金庫の会員の方」「当金庫から事業性資金の融資を受けている会社等に勤務されているお客さま」を保険契約者とする保険募集を行う場合には、以下の保険金等の額を限度としてお取扱いさせていただきます。

※詳細は、該当商品の募集を行わせていただく際にご説明をさせていただきます。

- 1.個人年金・一時払終身保険を除く生命保険商品(個人契約の場合のみ)
 - 保険契約者1名様あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます) については生存または死亡に関する保険金額等について1,000万円を限度
- 2.傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療保険等)

保険契約者1名様あたり、以下のそれぞれ給付金ごとに定められた上限金額を限度

給付金等の種類	保険事故等の内容	給付金等の上限額
①診断等給付金(一時金形式)	疾病診断または要介護状態	1保険事故につき100万円
②診断等給付金 (年金形式)	疾病診断または要介護状態、かつその後の所定の時期	月額換算5万円
	における被保険者の生存	
③疾病入院給付金	人が入院したとき (ケガを除く)	日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】
		※合計1万円以下
④疾病手術等給付金	人が手術を受けたとき (ケガを除く)	1手術につき20万円【特定の疾病に限られる治療の手
		術は40万円】※合計40万円以下

- (注)「特定疾病」とは、悪性新生物(がん)、心臓疾患、脳血管疾患のうち、少なくともいずれか1つ以上の疾病を含む10個を超えない範囲内の疾病であって、保険約款に定めているものをいいます。
- ○当金庫は、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- ○当金庫は、ご契約いただいた保険契約に関し、ご契約内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
 - なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。
- ○当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

〈保険募集指針 参考事項〉

- 1.保険契約に係るリスクについて
- (1) 保険商品は預金等ではありません (預金保険制度の対象外です)。また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- (2) 保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。
- (3) 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります(詳細につきましては、お申込の際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください)。
- 2.一部保険商品における法令等の販売制限について

当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険・一時払終身保険・住宅関連の長期火災保険・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険・年金払積立傷害保険」を除いた保険商品につきましては、ご加入いただけるお客さまの範囲や保険金その他の給付金の額等に制限が課せられています。

- (1)当金庫に事業性資金の融資申込をされている期間中は、お客さまおよび密接関係者の方(お客さまが法人の場合はその代表者、お客さまが法人代表者で法人の事業性資金の融資申込をされている場合はその法人)には、制限の課せられている保険商品をお取扱いすることができません(ただし、当金庫の会員の方はお取扱可能です)。
- (2)保険契約者・被保険者になる方が下記①または②のいずれかに該当する場合には、制限の課せられている保険商品を原則としてお取扱いする ことができません(ただし、当金庫の会員の方はお取扱い可能です)。
- ①当金庫から事業性資金の融資 (手形割引を含みます) を受けている法人・その代表者・個人事業主の方 (以下、総称して 「融資先法人等」といいます) ②従業員数が20名以下の 「融資先法人等」 に勤務されている方・役員の方
- (3)当金庫は、個人年金保険・一時払終身保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品 (医療保険等) については、「上記①または②に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等に勤務されている従業員・役員の方」を保険契約者とする保険募集を行う場合は、保険金額に対し法令等の制限があります。

保険契約に関する苦情、ご相談等は取扱営業店または下記までお問い合わせください。 熊本第一信用金庫 営業推進部 電話番号:096-355-6115 受付時間:当金庫営業日の午前8時45分~午後5時30分

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

平成30年1月4日改正 熊本第一信用金庫

1.個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生 年月日」 等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2.個人情報等の取得・利用について

- (1) 個人情報等の取得
- ○当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- ○お客様の個人情報は、
 - ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ②営業店窓口係や営業係等が口頭でお客様から取得した事項
 - ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
 - ④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤その他一般に公開されている情報 等から取得しています。
- (2) 個人情報等の利用目的
- ○当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ○お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。
- A.個人情報 (個人番号を含む場合を除きます) の利用目的

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただ く資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理 のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ②各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ③その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (法令等による利用目的の限定)
- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人情報機関から提供をうけた資金 需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以 外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療 または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営そ の他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B.個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため

- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥教育資金非課税制度に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑦結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度に関する法定書類作成・提供事務の ため
- ⑧上記①~⑦以外の税法に規定する法定書類作成・提供事務のため
- ⑨預金口座付番に関する事務のため 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページのほか店頭掲示の ポスター等でもご覧いただけます。
- (3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。

3.個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4.個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

- ○お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった 場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞な くお答えします。
- ○お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由 によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望が あった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等また は利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その 根拠をご説明させていただきます。
- ○お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ○以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合 は、お取引店または下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続につ いてご案内させていただきます。

5.個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6.委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ○キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ○定期預金等の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ○ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ○情報システムの運用・保守に関わる業務

7.個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

熊本第一信用金庫 事務第二部情報保護課

住 所:熊本市中央区花畑町10番29号 電話番号:096-355-6946

窓口の時間帯:9:00~17:00 (信用金庫営業日) FAX:096-355-6899/Eメール: mail@daiichishinkin.co.jp

① 金融犯罪の防止について



» 生体(指静脈)認証機能付 ICキャッシュカードの取扱い

当金庫は、生体認証機能付ICキャッシュカードを取扱っております。

生体(指静脈)情報をあらかじめICチップに登録することで、生体認証対応ATMでは「登録者ご本人であること」「真正なカードであること」の2点をチェックします。これにより、より高い安全性を確保することができます。

また、同キャッシュカードにクレジット機能を付けた「熊本第一VISA ー体型ICキャッシュカード」を導入しております。



≫ 類推されやすい暗証番号の チェック機能と暗証番号変更機能

キャッシュカードの盗難や偽造などによる不正利用防止のため、 生年月日や電話番号など、他人に類推されやすい暗証番号をご利 用されているお客様に対して、暗証番号の変更を呼びかける「注意 メッセージ出力機能」をATMに追加しております。

また全店舗のATMで、いつでも暗証番号の変更ができます。



生体認証機能付ICキャッシュカード

» 偽造·盗難キャッシュカード等による被害補償

当金庫では、「偽造カード等および盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(預金者保護法)に基づき、原則としてお客様の被害額を補償いたします(補償の対象となる期間は、当金庫に被害を通知した日から遡って原則30日までです)。

ただし、お客様に「重大な過失」があった場合は、偽造・盗難カード被害とも補償いたしかねる場合があります。また、お客様に「過失」があった場合は盗難カード被害は75%の補償となります。

	重大な過失	過失
偽造カードによる被害	補償されません	全額補償
盗難カードによる被害	補償されません	原則75%補償

» ATMでの支払限度額変更

ATMによるご利用限度額について、不正利用による被害拡大防止のため、1日あたりのカードご利用限度額を設けるとともに、お客様からのお申し出により、限度額を引下げることができます。

カード	IC未対応	IC対応	生体認証対応	
磁気カード	100万円	100万円	100万円	
ICカード	100万円	200万円	200万円	
生体認証付ICカード	100万円	200万円	1,000万円	

(初期設定限度額)

》キャッシュカード、通帳等の盗難・紛失のお届けを365日、24時間受付

万が一、お客様にキャッシュカード等の盗難・紛失が発生した場合、24時間いつでも対応できる体制を整えております。

曜日	受付時間	受付先	電話番号	
亚 日	8:30~17:00	各お取引店	各お取引店の電話番号	
平日	17:00~翌朝8:30	信 会事物民は至けれい力	096-319-1430	
土・日・祝日	終日	信金事故届け受付センター	090-319-1430	

① 営業のご案内



<u>» 預金業務</u>

	種類	内容と特色		期間	預入単位	
総合	合口座	一冊の通帳に普通預金、定期預金さらに自動融資がご利用できる家計簿がわりの便利な口座です。(個人の方に限ります) 給与、年金などの自動受取りおよび公共料金などの自動支払いがご利用いただけます。 いざというときは、総合口座にお預け入れの定期預金残高の90%、最高300万円までの自動融資がご利用いただけます。				
普遍	通預金	出し入れご自由。キャッシュカードで自動サービスコー ます。	ナーをご利用いただけ	自由	1円以上 1円単位	
貯蓄	 香預金	金額段階別金利が適用され、自由に使って資金を増やす キャッシュカードもご利用いただけます。	†預金です。	自由	1円以上 1円単位	
通知	口預金	まとまった資金の短期運用商品です。		7日以上	1万円以上 1円単位	
当區	坚預金	商取引にご利用いただく、小切手・手形の支払のための	預金です。	自由	1円以上 1円単位	
決済	各用普通預金	預金保険制度により全額保護されます。利息はつきませ キャッシュカードもご利用いただけます。	h.	自由	1円以上 1円単位	
納和	说準備預金	納税に備える預金です。非課税でご利用いただけます。		自由	1円以上 1円単位	
	スーパー定期	お預け入れ時の金融情勢により金利が決定されます。 な複利型での運用もできます。	1ヶ月以上5年以内	100円以上 1円単位		
	大口定期預金	金利はお預け入れ時の金融情勢に応じて、当金庫設定 に表示します。大口の資金運用に最適、有利です。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上 1円単位		
定	期日指定定期預金	お預け入れ時の金融情勢により金利が決定されます。 経過後から3年間の任意の日を指定できます。(個人の7	最長3年	100円以上 300万円未満 1円単位		
定期預金	利息分割受取型 定期預金	スーパー定期および大口定期預金で、満期日までの中ト 利息を受け取ることができる預金です。(個人の方に限り	1年以上5年以内 (1年単位)	100円以上 1円単位		
	変動金利定期預金	預入期間6ヶ月毎のサイクルで金利が見直される変動会	1年、2年、3年	100円以上 1円単位		
	積立定期預金 (自由積立式)	目標額にあわせてマイペースで無理なく有利に積み立て (自由積立式は個人の方に限ります)	わせてマイペースで無理なく有利に積み立てが出来ます。 式は個人の方に限ります)		100円以上 1円単位	
スー	-パー積金	目的に合わせて毎月決まった金額を積み立てる預金で	ु	1年以上5年以内 (1年単位)	1,000円以上 1円単位	
B 1	財形年金貯蓄	個人年金づくりを目的とした預金です。	元利金合計	5年以上	100円以上	
財形貯蓄	財形住宅貯蓄	持ち家の取得や増改築を目的とした預金です。	550万円まで 非課税	5年以上	100円以上	
畜	一般財形貯蓄	勤労者の方を対象とした貯蓄目的自由な預金です。		3年以上	100円以上	
外貨普通預金 外貨定期預金		外貨建ての預金ができます。(米ドルのみのお取り扱い。	ての預金ができます。(米ドルのみのお取り扱いになります)		窓口でご相談ください	

》融資業務

	種類 一般のご融資	内容と特色 運転資金・設備資金	融資金額等	期間
	各種制度融資	熊本県、熊本市などの制度融資を積極的に取り扱っております。		
	代理業務	日本政策金融公庫·住宅金融支援機構、信金中央金庫等のご融資を 取り扱っております。		
	新規設備投資用 事業者ローン	新規に事業用設備投資をお考えの方に(全期間固定金利型)	1,000万円以上	25年以内
事業	事業者カードローン 「大吉」	事業資金をカードで利用いただける、便利なローンです。繰り返し利用できますので、借入毎の面倒な融資の手続きは不要です。	預金担保 300万円~3,000万円 不動産担保 300万円~2,000万円	1年毎更新
者向け	しんきんアグリ サポートローン 「豊作」	法人・個人農業者向けの日本政策金融公庫と提携した事業者ローン で、運転資金や設備資金をご融資いたします。	法人·個人 100万円~6,250万円	1年以上7年以内 (据置期間1年以下) 日本政策金融公庫の 承諾要
	ビジネスローン「本丸」	担保・保証に過度に依存しない商品として、財務内容に応じて、無担保・代表者のみの保証で迅速にご融資いたします。	法人のみ 100万円~1,000万円	3ヶ月以上5年以内
	創業サポートローン 「初陣」	日本政策金融公庫と連携した創業者向けの融資商品。新規開業に必要な運転·設備資金に対応いたします。	運転資金1,000万円以内 設備資金1,000万円以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内
	地域活性化ローン 「出陣」	日本政策金融公庫と連携した事業者向けの融資商品。地域活性化を 図る事業を営む方で、運転・設備資金に対応いたします。	7,200万円(内、運転 資金4,800万円)以内	各融資制度で定める 返済期間以内
	新型住宅ローン	住宅の購入・新築・増改築などの資金(全期間固定金利型)	8,000万円以内	35年以内
	無担保住宅ローン	申込人及び家族が居住する住宅資金に「無担保」で対応	1,500万円以内	20年以内
	リフォームローン	住まいのリフレッシュプランに	1,000万円以内	15年以内
	教育ローン	大学・短大・専門学校等の教育関連資金、進学に伴う引越し費用	1,000万円以内	16年以内
	マイカーローン	自動車・二輪車の購入、免許取得費用、車検費用等	1,000万円以内	10年以内
個人	フリーローン	 使いみち自由(ローン、クレジット等の借換にも使えます) 	500万円以内	10年以内
向け	一般個人ローン	消費性資金全般	500万円以内	10年以内
	CSフリーローン	使いみち自由(ローン、クレジット等の借換にも使えます)	500万円以内	10年以内
	一信たすけ	現在返済中のローン、クレジットの借換(不動産担保が必要)	100万円~2,000万円	20年以内
	OSフリーローン	使いみち自由(ローン、クレジット等の借換にも使えます)	500万円以内	10年以内
	OS教育ローン	高校から大学院までの受験、入学、在学中にかかる費用	200万円以内	10年以内
	カードローン	使いみち自由(返済方法は随時返済型、定額返済型があります)	10万円~500万円	1年~3年 (自動更新)
	教育カードローン	お申込人の子弟、孫、被扶養親族の教育関連資金	500万円以内	卒業まで

[※]各種ローンは、融資対象が限られている場合や、不動産担保・保証など一定の基準を満たす必要があります。

また、お申込の状況によってはご融資できない場合もございますので、ご了承ください。なお、ローンのご利用に際しましては無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。 ※各種ローン (事業性資金、カードローンを除く) に団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険等を付保することができます。

» 証券業務·保険業務 他

■投資信託の窓口販売業務

種類	内容
投資信託の窓口販売	投資信託は、お客様からお預かりした資金を一つにまとめ、投資信託会社の資金運用のプロ(ファンドマネージャー)によって、債券・株式・不動産等の多くの資産に分散投資し、その運用成果をお客様に還元する商品です。 豊かな将来設計のためには、単なる「ためる」から「ふやす」ことを考慮に入れたバランスのよい資産形成を考えることも大切です。投資信託は中長期的な資産運用に適した金融商品といえます。 当金庫ではお客様の多様なニーズに応えるため、国内外の債券・株式・不動産に投資する17種類(令和2年6月30日現在)の商品を取り揃えているほか、毎月1万円から累積投資ができる「定時定額買付」もご利用いただけます。 また、お客様の利便性を高めるため、株式投信の売買損益等が発生した場合でも確定申告が不要な「特定口座(源泉徴収ありの口座)」、、少額投資非課税制度として1人年間120万円の非課税投資枠「NISA口座」及び1人年間80万円の非課税投資枠「ジュニアNISA口座」もご利用いただけます。 なお、平成30年1月より、1人年間40万円の非課税投資枠「つみたてNISA口座」のお取扱いを開始しております。

■保険商品の窓口販売業務

種類	内容			
損害保険商品の窓口販売	住宅ローンをご利用されるお客様に安心をお届けする「住宅ローン関連長期火災保険」や「債務返済支援保険」、海外旅行中のケガや病気を補償する「海外旅行傷害保険」、日常生活でのケガや予期せぬ損害賠償に備える「標準傷害保険」をお取扱いしております。			
生命保険商品の窓口販売	「定額個人年金保険」「一時払い終身保険」「医療保険」「がん保険」をお取扱いしております。			

■信託業務

種類	内容
信託契約代理店業務	委託者の相続発生時において複雑な相続手続きを経ずに、事前に指定した受取人による円滑な資金の受取りを可能とするしんきん相続信託「こころのバトン」、贈与に係る書類の作成や振込手続きなどの贈与手続きを信金中金がサポートし、贈与の記録を残すことで簡単な生前贈与を可能とするしんきん暦年信託「こころのリボン」をご利用いただけます。 その他にも、委託者の財産で一定の公益目的を達成するための「公益信託」や、特定障がい者の親族または篤志家などの財産をもって、特定障がい者(受益者)の生活安定に資することを目的とした「特定贈与信託」もご利用いただけます。

■各種サービス

種類	内容
口座開設アプリ	アプリ内で当金庫所定のお客さま情報をご入力いただき、スマホで「運転免許証」と「印影」を撮影、送信いただくことで普通預金の口座開設お申し 込みが完了します。また、併せて、インターネットバンキングのお申し込みを行うことができます。
通帳アプリ	個人のお客様であれば、お持ちの普通預金口座が通帳レスになり、スマートフォンのアプリで残高や取引履歴の確認ができるようになります。
当金庫の本支店はもちろん、日本全国の信用金庫・銀行・ゆうちよ銀行・セブン・イレブン等にあるセブン銀行のATM等でキャッシュ キャッシュサービス 用いただけます。当金庫は土曜・日曜・祝日も全店舗でご利用いただけます。またご利用時間は、平日夜8時(一部の店舗は夜7時まで) 祝日は夜7時までとなっております。	
自動受取り	給与・年金・配当金などが指定の口座で自動的にお受取りになれます。
自動支払い	電気・電話・ガス・水道・NHKの5大公共料金をはじめ、熊日購読料・クレジット代金・国税・地方税・保険料・学費などをご指定の口座から自動的にお支払いできます。
クレジットカード	しんきんVISA・しんきんJCBなど各種クレジットの決済と加盟店へのご加入をお取次ぎいたします。
マルチペイメント ネットワークサービス	インターネットバンキングやモバイルバンキングでPay-easy(ペイジー)を利用して税金等のお支払いができます。
インターネットバンキング	インターネットに接続できるパソコンから残高照会やお振込などをご利用いただけます。 また、法人や個人事業主のお客様は、便利な一括アータ伝送もご利用いただけます。
モバイルバンキングサービス	お手持ちの携帯電話を利用して、残高照会やお振込などをご利用いただけます。(NTTdocomo、au、SoftBank)
ATM振込	当金庫の本支店・全国の信用金庫・銀行等への振込がご利用いただけます。 全店舗でお取扱いしております。ご利用時間は、午前8時45分より稼働終了時刻までとなっております。
ポイントサービス	お客様のお取引に応じて、ローン金利や各種手数料の優遇が受けられるポイントサービスです。
スポーツ振興くじ 「toto」の払出し業務	本店・菊池・熊本駅前・山鹿・植木・清水・上通・松橋・大津・益城の各店で当選金の払戻しができます。

① 主な手数料のご案内 令和2年6月30 日現在



■ATM利用手数料一覧

(単位:円)

	区分		±	日曜・祝日			
	E 73	8:00~8:45	8:45~18:00	18:00~20:00	9:00~14:00	14:00~19:00	9:00~19:00
当金庫	入金	無料	無料	無料	無料	無料	無料
 	出金	110	無料	110	110	110	110
他信用金庫	入金	110	無料	110	無料	無料	110
他后用並准	出金	110	無料	110	110	110	110
提携金融機関	入金	220	110	220	220	220	220
症	出金	220	110	220	220	220	220
ゆうちょ銀行	入金	220	110	220	110	220	220
ダンクよ戯1)	出金	220	110	220	110	220	220

※提携金融機関のカードでのご入金はご利用できない金融機関があります

■振込手数料

			3万円		3万円	3万円以上	
			会員	非会員	会員	非会員	
		自店宛	330	330	330	550	
窓口		本支店宛	330	330	330	550	
窓口		電信扱(他行宛)	550	660	660	880	
		文書扱(他行宛)	550	660	550	880	
		自店宛	無料	55	55	110	
	当金庫キャッシュカード利用	本支店宛	無料	55	55	165	
		他行宛	275	330	385	495	
	他行庫キャッシュカード利用	自店宛	110	110	220	220	
A T M		本支店宛	110	110	330	330	
		他行宛	440	440	660	660	
		自店宛	110	110	330	330	
	現金	本支店宛	220	220	440	440	
		他行宛	550	550	660	660	
ホームバンキング・ファームバンキング・ しんきんテレホンバンキング・しんきん自動振込・ インターネットバンキング		自店宛	無料	無料	無料	無料	
		本支店宛	55	110	110	165	
		他行宛	330	385	440	550	

■代金取立手数料

取立手形組戻料

不渡手形返却料

取立手形店頭呈示料

(単位:円)

1 0 311 -	1A -22 J SA 11			(+1\pi \1)
小切	 手(一枚当たり)		金	額
同一手	F形交換地域内(同地)			
	直接入金できる小切手	無	料	
	取立後預金入金する小切手(振出日取立/	小切手など)	33	30
同一手	F形交換地域外(他所)			
	直接入金できる小切手		44	10
	取立後預金入金する小切手(振出日取立/	普通扱660	至急扱880	
広域手	E数料	44	10	
手形	・その他		金	額
	・ その他 F形交換地域内(同地)		金 33	
同一手				
同一手	F形交換地域内(同地)			30
同一手	F形交換地域内(同地) F形交換地域外(他所)		33	30
同一手	F形交換地域内(同地) F形交換地域外(他所) 当金庫本支店へ仕向ける場合 当金庫以外の金融機関へ仕向ける場合		33	30 40 至急扱880
同一手	F形交換地域内(同地) F形交換地域外(他所) 当金庫本支店へ仕向ける場合 当金庫以外の金融機関へ仕向ける場合		33 44 普通扱660	80 40 至急扱880 額

その他宛名

660

660

660

■その他の手数料

(単位:円)

区	金額	
ホームバンキング振込月間	手数料	1,100
ファームバンキング月間手数	文料	3,300
通帳・証書・キャッシュカート	再発行手数料	1,100
証明書発行手数料		550
マル専口座開設手数料	3,300	
マル専手形代(1枚につき)	770	
約束手形帳発行手数料	880	
小切手帳発行手数料	660	
手形·小切手帳振出署名判登	5,500	
融資証明書発行手数料	(証明金額1億円未満)	5,500
附貝証的首光1]于数件	(証明金額1億円以上)	11,000



》 地域貢献

企業経営に生かせる、情報の提供に力を注いでおります。

企業の経営者と最もふれあう機会が多い金融機関として、経営者の会、記念講演会などで情報をお届けしております。

■感謝の集い

当金庫はお取引先への情報提供の一環として各業界から講師を選び講演会を実施しております。

ジャーナリスト・ノンフィクション作家 門田 隆将 氏 演題 「新聞・雑誌ジャーナリズムの舞台裏」

(令和元年10月7日)





■過去の講演会一覧

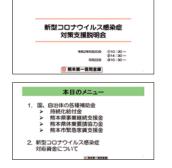
回	年度	講師(敬称略)	職業(肩書きは当時のもの)	演題
1	昭和59	白井 義男	元ボクシング世界チャンピオン	ファイティング・スピリット
2	60	平田 耕也	平田機工社長	私の歩んだ道
3	63	矢野 暢	京都大学教授	国際情勢と日本の立場
4	平成元	邑井 操	評論家	戦国武将に学ぶ指導者像 ~名将加藤清正公を中心として~
5	2	蒲島 郁夫	元東京大学教授 (現熊本県知事)	私の歩んだ道と今後の日米関係
6	3	小川 和久	軍事アナリスト	経済立国の条件
7	4	宮尾すすむ	タレント	人生は生涯挑戦 ~日本の社長はこうやって成功~
8	5	岩代 浩一	作曲家	講演と音楽 ~歌は道づれ世は情け~
9	6	岡本 行夫	国際評論家	当面の国際情勢と日本への影響
10	7	尾池和夫	京都大学教授	西南日本の地震と活断層 ~阪神大震災の教訓~
11	8	行天 豊雄	東京銀行会長	21世紀のアジアと日本の選択
12	9	せんだ光雄	タレント	人生プラス思考で生きようよ
13	10	竹熊 宣孝	菊池養生園園長	たった一つの命と地球
14	11	徳永 紀良	郷土史家	肥後の石工とそのロマン
15	12	五木 寛之	作家	こころの天気図
16	13	田中 秀征	元経済企画庁長官	最近の政治
17	14	吉村 豊雄	熊本大学教授	宮本武蔵の人物像
18	15	三反園 訓	テレビ朝日コメンテーター	激動の政局と取材現場の舞台裏
19	16	山口 義行	立教大学経済学部教授	企業経営者はいま何をすべきか、デフレ経済から付加価値社会へ
20	17	清水 洋	九州大学教授	熊本大地震の可能性を検証する
21	18	尾車 浩一	尾車部屋親方(元大関琴風)	七転び八起、私の相撲人生
22	19	重村 智計	早稲田大学国際教養学部教授	最近の北朝鮮情勢と日本の対応
23	20	金 美齢	元台湾総統府国策顧問	日本再生の道、強く美しい日本の未来に向けて
24	21	石原 進	JR九州代表取締役会長	九州新幹線の全線開業と熊本の将来
25	22	小泉 武夫	東京農業大学名誉教授	食欲の秋・体と心のための食事学
26	23	勝谷 誠彦	コラムニスト	今、もっとも知る男が語る、国難の時代をどう生きるか
27	24	森永 卓郎	経済アナリスト	今、何が起こっているのか?世界経済と日本経済
28	25	尾池 和夫	京都造形芸術大学学長	地震を知って震災に備える
29	26	山田 吉彦	東海大学海洋学部教授	海に守られた日本から海を守る日本へ
30	27	長谷川幸洋	ジャーナリスト	激動する世界 日本の針路を考える
31	28	須田慎一郎	ジャーナリスト	舞台裏から見た政治・経済~日本再生のために何が必要か~
32	29	手嶋 龍一	外交ジャーナリスト・作家	激動の世紀をどう生き抜くか~中国・北朝鮮・ロシアと日米同盟~
33	30	丹羽 宇一郎	元伊藤忠商事会長·元中国大使	習近平独裁体制と日中関係のこれから
34	令和元	門田 隆将	ジャーナリスト・ノンフィクション作家	新聞・雑誌ジャーナリズムの舞台裏

■新型コロナウイルス感染症対策支援説明会

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、熊本の事業者も大きな影響を受けておられます。売上減少等の問題を抱えておられる事業者の方への支援策として、国や自治体の各種補助金および新型コロナウイルス感染症対応資金についての説明会を、令和2年5月20日、22日に計3回開催しました。

中小企業、個人事業者の方々計 105名の参加者に、各種制度に ついて分かりやすく説明を行いま した。







■コラボ産学官熊本

平成18年8月より、産学官及び県内4金庫の連携の下に、県内中小企業の技術開発・サポート等の支援活動を行っております。

コラボ産学官熊本は、熊本県をはじめ熊本県工業連合会、熊本県商工会議所連合会や、教育機関として熊本大学、熊本県立大学、熊本学園大学、崇城大学、東海大学、熊本高等専門学校や県内企業223社(R2.3現在)が参加しております。本年度も交流研究会等を開催し、県内企業の課題解決に取り組み、企業の発展ならびに県産業の活性化につなげてまいります。



■熊本城復興支援定期預金「天守閣」

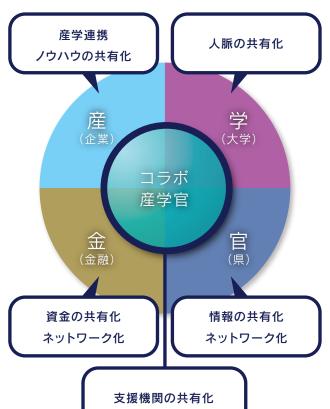
この商品は、令和元年秋の熊本城天守閣外観完成に合わせ 発売しました。

本商品の預金総額に応じて、熊本市に熊本城災害復旧支援金を寄附するもので、令和元年度は82万円を寄附しました(寄附金については、お客様のご負担はございません)。

本年度も、「天守閣」第2弾の取扱を開始しており、引き続き 熊本城復興への支援を続けて参ります。







■ブライト企業の認定

当金庫は、企業の労働力確保、労働者の県内就職促進につなげるため、従業員の労働環境や処遇向上に優れた取取組みを行う企業として、平原がらブライト企業と認定されてからブライト企業と認定されてかけます。ブライト企業とはます。して働き続けられる企業で、以下の4つを基本的な要件としています。



- ・従業員とその家族の満足度が高い
- ・地域の雇用を大切にしている
- ・地域社会・地域経済への貢献度が高い
- ・安定した経営を行っている

■「よかボス企業」に登録されました



当金庫は、平成29年12月に熊本県「よかボス企業」に登録されております。

「よかボス」とは、自ら仕事と生活の充実に取り組むとともに、共に働く職員等の仕事と生活の充実を応援するボス(企業の代表者)のことで、熊本県ではこの「よかボス」がいる「よかボス企業」を熊本県内全体に広げ、

仕事と子育ての両立支援や働きやすい環境づくりを推進することにより、県民の総幸福量の最大化を目指すことを目的として創設されたものです。

当金庫でも「よかボス宣言」を 行い、職員の仕事と生活の充実を 応援するとともに、お客様の御結 婚、子育て支援等にも様々な地域 貢献活動を通じて引き続き積極的 に取り組んで参ります。



■ふれあい

お客様とのふれあいを通じて地元熊本に貢献します。

地域のお祭りやイベント、地元の企業や公共団体が行う事業に協力して一緒に地域の発展を目指したいと考えています。そのために、私たちは熊本でお預かりした資金を100%地元に活かすとともに、地域の人々とふれあう、さまざまな活動に参加しています。





■インターンシップの受入れ

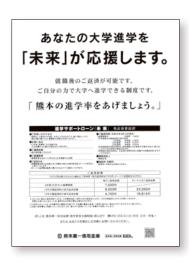
地域に密着した活動の一環として、学生の皆さまに就業体験を 通じて、職業意識向上や将来の職業選択等に役立てていただこう と考え、インターンシップの受入れを毎年実施しております。

令和元年度は、大学生62名、司法修習生3名を受入れました。



■進学サポートローン「未来」

当金庫では熊本の高校生の大学進学率向上を目的として、進学 サポートローン 「未来」の取扱を行っております。これは大学に進 学するご自身が進学資金を借入れることができ、就職後に返済が 可能な商品です。自分の力で大学へ進学できる制度として、地元 の方々にご利用いただいております。



■全期間固定金利型「新型住宅ローン」 「新規設備投資用事業者ローン」

当金庫は、地域活性化を図るため、平成30年3月より、全期間固定金利型の融資商品である「新型住宅ローン」と「新規設備投資用事業者ローン」を発売しております。

「新型住宅ローン」は、借入期間最長35年、融資年率(別途保証料)1.25%で、団体生命保険料込みとなっております。本商品は、全期間固定金利型であること、また3大疾病保障特約団信及び就業不能保障保険付団信(加入対象年齢20歳以上51歳未満)、一般団信(加入対象年齢20歳以上70歳未満)の保険料が金利込みとなっていることで、2つの安心を得ることができます。

「新規設備投資用事業者ローン」は、借入期間最長25年、融資年率1.80%となっており、新規に事業用設備投資を考えている方に対応できます。



■Kidsしんきん教室

若年層取引を広げるための検討会から発案された子供向け金融講座「第8弾 Kidsしんきん教室」を、令和元年8月9日に本店ビル7階ホールで開催しました。



■各種団体信用生命保険付証貸ローン

当金庫では30年5月より、各種ローン (事業性資金を除くフリーローン・教育ローン・マイカーローン・リフォームローン等) に安心保障をプラスした商品を発売しております。

団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険等を個人向け証貸ローンに付保(セット)することで、所定の保険金支払い事由に該当したら、その保険金により借入残高を0円にするものです。



<u>» ウィンドウサイン</u>

当金庫では、本店駐車場入口のウィンドウに、熊本にちなんだウィンドウサインを展示しており、お客様や街行く人々、 観光客にも好評を得ています。

○これまでのウィンドウサイン



平成25年度「熊本のみんなの味」シリーズ



平成29年度「熊本の「こころ」 めぐり」 シリーズ



平成26年度「熊本・自然の宝と文化財」シリーズ



平成30年度「ふるさとを歩く」シリーズ



平成27年度「肥後熊本の幕末・明治」シリーズ



令和元年度「2019女子ハンドボール世界選手権大会」



平成28年度 「来熊120年夏目漱石記念年」 シリー



駐車場入口外観

❸ 信用金庫と信金中央金庫グループのネットワーク

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする信用金庫の「中央金融機関」です。1950年に設立され、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

信金中央金庫は、信用金庫の業務・経営のサポートを行っているほか、信用金庫から預け入れられた資金や金融債の発行により調達した資金を、有価証券 投資や事業会社への貸出により運用しており、信用金庫業界の発展のため、さまざまな金融業務を展開しています。

≫信用金庫の業務にかかるサポート

- ■信用金庫の地域金融・中小企業金融などのサポート
 - ●中小企業の経営改善支援・海外進出支援、地域活性化支援、個人向け商品の提供
- ■信用金庫業界のネットワークなどを活用した業務
 - ●信用金庫が主催するビジネスフェアへの大手バイヤー企業の招 聴、販路拡大支援
- ■フィンテックの活用に向けた取組み
- ■信用金庫の決済業務のサポート
 - ●内国為替業務、国債振替決済業務、一般債·短期社債振替決済業務
- ■信用金庫に対する情報提供活動

≫信用金庫の経営にかかるサポート

- ■信用金庫に対する金融商品の提供
 - ●信託機能を活用した運用商品、融資関連商品の提供
- ■信用金庫の業務効率化・経費削減
- ■信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
 - ●ALM・リスク管理支援、有価証券ポートフォリオ分析、運用投資相談
- ■信用金庫業界の信用力の維持・向上
 - ●信用金庫経営力強化制度、信用金庫相互援助資金制度
- ■信用金庫の市場関連業務のサポート
 - ●デリバティブ取引、外国為替・外貨資金取引、有価証券取引
- ■信用金庫の人材育成のサポート

信用金庫経営力強化制度



》信用金庫業界の資金運用

- ■市場運用業務
 - ●国内外の金融市場における有価証券運用
 - ●コールローンなどの短期市場運用
- ■貸出業務
 - ●国・政府関係機関への貸出
 - ●地方公共団体・公益法人等への貸出
 - ●事業会社 (大企業・信用金庫の会員資格を上回る企業など) への 貸出
 - ●代理貸付による中小企業・個人への貸出

地域経済のパートナー 【信用金庫】

《預金残高》 145兆円 《巨大なネットワーク》 全国255金庫、7,237店舗 《Face to Faceの事業展開》 役職員数10万4千人 《多数の出資者》 913万人

(上記計数は2020年3月末現在)

信用金庫のセントラルバンク 【**信金中金**】

《総資産》 40兆円 (高い連結自己資本比率(国内基準)》 24.31% 《低い不良債権比率》 (=リスク管理債権/貸出金) 0.27% 《外部格付》 AA(格付機関JCR)

(上記計数は2020年3月末現在)

信金中金グループ

しんきん 証券(株)

●証券業務

有価証券の売買、 デリバティブ取引、 引受等

●資本金200億円 (100%出資)

信金インターナショナル(株)

●証券業務

ユーロ市場にお ける債券の売買 業務、仲介業務、 引受業務等

●資本金30百万£ (100%出資) ロンドンの現地 法人として設立

しんきんアセット マネジメント投信(株)

●投資運用業務

投資一任契約資産 の運用業務および 投資信託財産の 運用業務

●資本金2億円 (100%出資)

信金 ギャランティ(株)

●消費者信用保証 業務

信用金庫における 個人向け無担保 ローンの拡大支援

信用金庫取引先 等への個人向け 無担保ローンの 保証業務

●資本金10億円 (100%出資)

信金キャピタル(株)

●投資業務 ●M&A仲介業務

中小企業に対する 資本性資金の供給

中小企業の事業 承継ニーズ等に 対応するための、 事業承継、M&A 仲介業務

●資本金490百万円 (100%出資)

(株)しんきん情報 システムセンター

●データ処理の 受託業務等

内国為替サービス やCD/ATMサービス等の信用金庫業 界のネットワークシステムの開発・運用

信用金庫業務に かかる各種の業務 処理システムの開 発・運用

●資本金45億円 (50.7%出資)

信金中金 ビジネス(株)

●事務処理の 受託業務等

信金中金の業務の 効率化・合理化に 資するため、信金 中金から各種の事 務処理を受託

●資本金70百万円 (100%出資)

(2020年3月末現在)

② 営業店ネットワーク

店番	店名	ATM (自動預払機)
01	本店営業部	☆
02	菊 池 支 店	0
03	水前寺支店	0
04	熊本駅前支店	0
05	帯 山 支 店	0
06	山鹿支店	0
07	来 民 支 店	0
80	植木支店	0
09	健 軍 支 店	0
11	南熊本支店	0
12	清 水 支 店	0
13	武蔵ヶ丘支店	0
14	小 峯 支 店	0
15	上通支店	0
16	田崎支店	0
17	新 町 支 店	0
19	松 橋 支 店	0
20	刈草支店	0
21	尾ノ上支店	0
24	御船支店	0
25	玉 名 支 店	0
26	大 津 支 店	0
27	益城支店	0
28	八代支店	0

☆···8:00~20:00 ◎…8:45~20:00

○...8:45~19:00

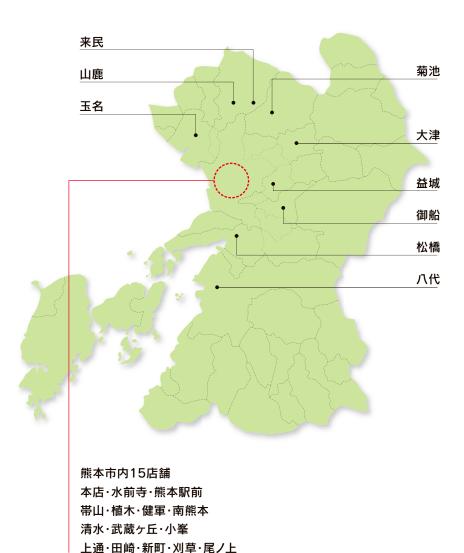
※全店年中無休でご利用いただけます。 ※土、日、祝日は9:00~19:00の稼働と

なっております。

【お知らせ】

当金庫ではキャッシュカードが発行 されているお客様は、全営業店(24 店舗)の現金自動預払機(ATM)で 通帳と暗証番号による現金払いが できます。

当金庫では、全営業店(24店舗)の 現金自動預払機(ATM)で、お客様 ご自身で簡単に暗証番号の変更が できます。



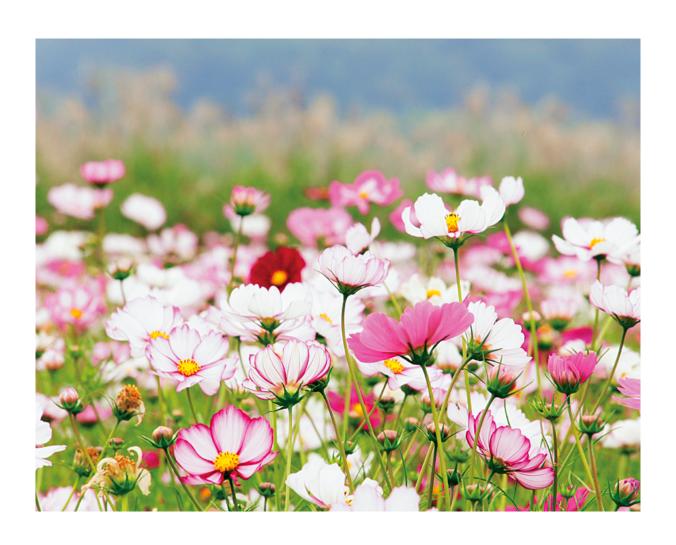
》店舖外自動機(ATM·CD)設置場所

自動預払機(ATM)

- SAKURA MACHI Kumamoto
- ●鶴屋百貨店
- ●熊本市役所
- ●熊本県庁
- ●熊本学園大学
- ●ゆめタウンはません
- ゆめタウンサンピアン
- 菊池ショッピングキャニオン
- ホームセンターダイキ本山店
- 熊本市民病院
- ●熊本駅ビル
- ゆめマート城山
- ゆめマート清水
- ●日赤病院
- ●山鹿市役所

自動支払機(CD)

- ●熊本地方合同庁舎
- ●熊本中央病院
- 熊本県立大学
- ●嘉島町役場
- ●宇城市役所
- ●菊池市役所



資料編

目 次

経営指標 ——————————	34
財務諸表 ————————————————————————————————————	36
報酬体系について ――――	40
預金業務関係 ————————————————————————————————————	40
融資業務関係 ————————————————————————————————————	41
有価証券関係 ————————————————————————————————————	44
子会社等の概況/連結基準における指標 ――	45
バーゼルⅢ 第3の柱に係る開示	46
当金庫のあゆみ ――――	53



			第66期 平成27年度	第67期 平成28年度	第68期 平成29年度	第69期 平成30年度	第70期 令和元年度
経常	収	益	6,010,053千円	5,101,844	4,961,411	5,330,427	5,420,344
経常	利	益	506,098千円	668,144	555,372	1,154,681	942,491
当 期	純 利	益	419,286千円	502,715	627,796	651,594	588,209
出資	総	額	3,639百万円	3,639	3,643	3,643	3,643
山 貝	総口	数	36百万口	36	36	36	36
純 資	産	額	9,847百万円	10,165	10,770	11,390	11,805
総資	産	額	279,080百万円	293,453	304,593	314,157	316,359
預金積	金残	高	266,499百万円	269,505	276,015	279,852	282,311
貸出	金 残	高	150,547百万円	152,620	154,523	158,180	159,830
有価訂	E券残	高	17,662百万円	19,632	22,581	22,591	22,420
単体自己	己資本比	2 率	8.56%	8.73	8.81	8.34	8.63
出資に対	する配当	金金	72,684,241円	72,771,865	72,718,191	72,869,819	72,869,550
(出資1□	1当たり)		2円	2	2	2	2
役 職	員	数	266人	269	250	246	246
会	員	数	22,942人	23,022	23,112	23,192	23,124

(注)残高計数は、期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

》最近の2事業年度の主要な業務の状況を示す指標

	平成30年度	令和元年度
資 金 運 用 収 支	4,323,669	4,193,146
資 金 運 用 収 益	4,448,392	4,296,302
資 金 調 達 費 用	124,722	103,156
役 務 取 引 等 収 支	△ 136,814	△ 112,758
役務取引等収益	368,263	390,554
役務取引等費用	505,078	503,312
その他の業務収支	14,099	17,291
その他業務収益	15,390	19,832
その他業務費用	1,291	2,540
業務粗利益	4,200,954	4,097,679
業務粗利益率	1.38%	1.32%

(注) 1.業務粗利益率= <u>業務粗利益</u> 資金運用勘定平均残高

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■業務純益

(単位:千円

						平成30年度	令和元年度
業		務	純	į	益		1,090,499
実	質	業	務	純	益		1,090,499
\Box	ア	業	務	純	益		1,092,507
コ (投:	ア 資信i	業 託解約	務 り損益	純 を除	益 <。)		1,046,226

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 (業務費用 金銭の信託運用見合費用) 業務費用には、例えば人件費のうちの役員退職慰労引当金繰 入等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸 倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
 - 2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響 を除いたものです。
 - 3. コア業務純益 = 実質業務純益 国債等債券損益 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国 債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算し た損益です。
 - 4.「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和元年9月13日)による改正を受け、令和元年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、令和元年度分のみを開示しております。

≫利 鞘

(単位:%)

	平成30年度	令和元年度
資金運用利回	1.46	1.39
資金調達原価率	1.06	1.02
総資金利鞘	0.40	0.37

≫ 資金運用収支
(単位: 残高 百万円、利息 千円)

		平成30年度		令和元年度		
	平均残高	利息	利回り(%)	平均残高	利息	利回り(%)
資 金 運 用 勘 定	303,735	4,448,392	1.46	308,914	4,296,302	1.39
うち貸出金	155,304	4,117,294	2.65	156,596	3,918,969	2.50
うち預け金	124,577	113,963	0.09	128,192	116,096	0.09
うち有価証券	22,376	180,637	0.80	22,531	224,138	0.99
資 金 調 達 勘 定	299,347	124,722	0.04	304,430	103,156	0.03
うち預金積金	279,936	65,010	0.02	283,672	58,696	0.02
うち譲渡性預金	_	_	_	_	_	_
うち借用金	19,410	59,712	0.30	20,758	44,460	0.21

- (注) 1. 資金運用勘定は、無利息の預け金の平均残高(平成30年度117百万円、令和元年度120百万円)を控除して表示しております。
 - 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

≫受取・支払利息の増減

(単位:千円)

		平成30年度		令和元年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	61,129	△ 18,525	42,603	39,091	△ 191,782	△ 152,691
うち貸出金	41,153	13,466	54,619	34,574	△ 232,900	△ 198,325
う ち 預 け 金	7,157	△ 3,720	3,437	3,256	△ 1,124	2,132
うち有価証券	12,817	△ 28,270	△ 15,453	1,259	42,242	43,501
支 払 利 息	19,886	△ 19,907	△ 20	5,398	△ 26,964	△ 21,565
うち預金積金	1,182	△ 26,930	△ 25,748	880	△ 7,194	△ 6,313
うち譲渡性預金	_	_	_	_	_	_
うち借用金	18,704	7,023	25,727	4,518	△ 19,770	△ 15,252

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については両者の増減割合に応じて按分しております。
 - 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

》利益率

(単位:%)

	平成30年度	令和元年度
総資産経常利益率	0.36	0.29
総資産当期純利益率	0.20	0.18

(注)総資産経常(当期純)利益率= -

経常(当期純)利益

※資産(除く債務保証見返)平均残高 × 100

①財務諸表

<u>» 貸借対照表</u>

(単位:百万円)

■資産の部

■資産の部		
IN 🗆	第69期	第70期
科目	平成31年3月末	令和2年3月末
(資産の部)		
現金	4,791	4,206
預け金	122,960	123,671
コールローン	-	-
買入金銭債権	160	214
金銭の信託	-	
有 価 証 券	22,591	22,420
国量量	414	409
地方債	6,552	6,832
社 債	8,743	9,427
株式	1,451	1,138
その他の証券	5,428	4,612
貸 出 金		
	158,180	159,830
割引手形	879	857
手 形 貸 付	24,489	21,292
証 書 貸 付	121,839	127,823
当座貸越	10,971	9,857
外 国 為 替	5	5
外国他店預け	5	5
その他資産	1,907	1,943
未決済為替貸	82	59
信金中金出資金	1,370	1,370
前払費用	25	34
未収収益	210	189
その他の資産	217	289
有 形 固 定 資 産	4,969	4,946
建物	1,029	992
土 地	3,688	3,688
建設仮勘定	_	0
その他の有形固定資産	250	264
無形固定資産	37	41
<u> ソフトウェア</u>	21	25
の れ ん	_	
その他の無形固定資産	16	16
繰延税金資産	1,233	1,122
再評価に係る繰延税金資産	_	
债務保証見返	488	385
貸 倒 引 当 金	△ 2,680	△ 2,044
(うち個別貸倒引当金)	△ 2,368	△ 1,659
資 産 の 部 合 計	314,646	316,744

■負債及び純資産の部

	科	目		第69期 平成31年3月末	第70期 令和2年3月末
	(負債	責の部)			
預	金	 積	金	279,852	282,311
	当 區	图 預	金	3,423	3,215
	普通		金	102,689	104,465
	貯書		金	179	146
	通矢		<u></u> 金	350	224
	定其		 金	160,085	160,535
	定其		 金	12,661	12,167
		他の預	<u></u> 金	461	1,556
借		用	金	21,048	20,459
	借	 入	金	21,048	20,459
そ			債	598	506
		<u>に </u>	借	153	78
	水 水 未 払		用	70	65
		<u></u>	金	5	3
		法人税	_ <u></u> 等	141	122
	前		_ 寸 _	172	168
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	₹ 収 未済	金	0	0
		<u>不 </u>	<u></u> 分	0	0
		木 月 月 他 の 負		54	66
			金	138	129
賞				130	129
役_		· · · ·	金	204	271
退		., , , ,	金	394	371
		慰労引当		301	328
		戻損失引		62	64
		失 引 当	金	65	79
そ		の引当	金	_	_
特		の引当		_	_
		5繰延税金		304	304
	務	保	証	488	385
負	債の		計	303,255	304,939
		産の部)			
_出		資	金	3,643	3,643
	普 通	出資	金	3,643	3,643
	優先	出資	金	_	_
優		申込証拠	1金	_	_
資		剰 余	金	_	_
	資本	準備	金	_	_
		資本剰余		_	_
利		剰 余	金	6,858	7,374
	利益	準備	金	1,558	1,624
		利益剰余		5,300	5,750
		引 積 立	金	4,543	5,043
	(特別]変動積立	金)	4,543	5,043
	当期:	未処分剰名	金 (756	706
処	分 未	済 持	分	△0	△0
自	己 優	先 出	資	_	_
自	己優先出	資申込証技	処金	_	_
会	員 勘	定合	計	10,501	11,017
その	の他有価詞	正券評価差	額金	92	△ 8
繰	延へ	ッ ジ 損	益	_	_
土	地再評	平価 差 額	金	796	796
評	価・換算	差額等台	計	888	787
純	資 産	の部合	計	11,390	11,805
負	責及び純	資産の部合		314,646	316,744

>) 貸借対照表注記

- 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法) 子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則 として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、た だし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法に より処理しております。
- 3.有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取 得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及 び構築物については定額法)を採用し、税法基準の償却率によって行っております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年~50年 その他 3年~20年

- 4.無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫 利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却 しております。
- 5.外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 6.貸倒引当金は、予め定めている当金庫の資産査定基準及び償却引当基準に基づき貸金等に ついて回収可能額を検討して計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が 発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者 (以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の評価額及び保証等 による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接 減額しており、その金額は6,419百万円であります。また、現在は経営破綻の状況にないが、 今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率 等に基づき計上しております。なお、当該貸倒実績率については、新型コロナウイルス感染症 拡大の影響を踏まえ、過去の景気悪化に陥った時期の貸倒実績率を勘案しております。すべて の債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部資産査定課(資産査定部署)が資産査定 を実施し、当該部署から独立した監査部(資産査定監査部署)が査定結果を監査しており、そ の査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 7.賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当 事業年度に帰属する額を計上しております。 8.退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び
- 年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、 退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準に よっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数

(主として12年)による定額法により費用処理。

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数

(主として12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の 翌事業年度から費用処理。

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基 金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができ ないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割

合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在) 1.650.650百万円

年金資産の額 年全財政計算 トの数理債務の額と

最低責任準備金の額との合計額

1,782,453百万円 △131,803百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合

(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

0.2228%

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円(及 び別途積立金48,949百万円)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期 間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却 に充てられる特別掛金42百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じること で算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰 労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上してお ります。
- 10.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備 えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しており
- 11.偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込 額を計上しております。
- 12.所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開 始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっており
- 13.消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 14.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は、35百万円であり
- 15.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務(預金積金債務を除く)は、 該当ありません。
- 16.子会社等の株式又は出資金の総額は、10百万円であります。
- 17.子会社等に対する金銭債権は、該当ありません。
- 18.子会社等に対する金銭債務総額(預金積金債務)は、32百万円であります。
- 19.有形固定資産の減価償却累計額は、3,132百万円であります。 20.貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、勘定系端末、出納機器については、所有 権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 21.貸出金のうち破綻先債権額は71百万円、延滞債権額は8,472百万円、3カ月以上延滞債権額 はありません。貸出条件緩和債権額は995百万円であります。そしてこれらの債権の合計額は 9,539百万円であります。

なお、「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の

事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しな かった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又 は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。「延滞債権」とは、未収利息不計 上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息 の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に 該当しないものであります。「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ること を目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有 利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しな いものであります。

- 22.ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号「ローン・ パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成26年11月28日)に基づいて、参加者に売 却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、915百万円であり
- 23.手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これ により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は (再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は857百万 円であります。
- 24.内国為替決済、歳入代理店契約、水道事業の収納事務取扱い、日本銀行当座貸越契約、日本銀 行電子貸付制度等の担保として、有価証券305百万円、預金31.001百万円を差し入れており
- 25.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の 再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税 金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の 部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号及び 5号に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当

該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,137百万円

- 26.出資1口当たりの純資産額は、324円01銭であります。
- 27.金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理

(ALM)をしております。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事 業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに 晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。 また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信 審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に 関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査第一部及び審査第二部により行われ、また、 定期的に経営陣による審査委員会、自己査定委員会及び理事会を開催し、審議・報告を 行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部において、信用情報や時価の把握を 定期的に行うことで管理しております。 ②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部及び企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に 把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベース で常勤理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用委員会の方針に基づき、常 勤理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われております。

このうち、企画部では、市場連用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 企画部で保有している株式の多くは、純投資目的及び事業推進目的で保有している ものであり、市場環境や取引先の財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は企画部を通じ、常勤理事会及び資金運用委員会において定期的に報 告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融 商品は、「預け金」、「有価証券」のうちの債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であ

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第 132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁 長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定さ クの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合、当事業年度末 現在において、スティーブ化、短期金利の低下と長期金利の上昇)が生じた場合の経済価値は、1,112百万円減少するものと把握しております。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその

他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える 影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環 境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しており ます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算 定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用し ているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

28.金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであり ます(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位・石石田)

			(キロハコ)
	貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1)預け金	123,671	123,768	97
(2) 買入金銭債権	214	215	0
(3)有価証券	22,124	22,146	21
満期保有目的の債券	1,500	1,521	21
その他有価証券	20,624	20,624	-
(4)貸出金(* 1)	159,830		
貸倒引当金(* 2)	△ 2,028		
	157,802	157,615	△ 187
金融資産計	303,813	303,746	△67
(1)預金積金	282,311	282,370	58
(2)借用金	20,459	20,984	524
金融負債計	302,770	303,354	582

- (*1)貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を 時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に 預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっ ております。投資信託は、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格 によっております。

その他の証券は、発行体等から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については29.から31.に記載しており

(4)貸出金

貸出金は、以下の①~③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記 載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積り が困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金 控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引 当金を控除した価額

②①以外のうち、変動金利によるもの及び1年以内に期限を迎える貸出金は貸出金計上額 ③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元 利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなして おります。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フロー を割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に 使用する利率を用いております。

当金庫の借用金は無利息および固定金利であり、固定金利によるものは、一定の期間ご とに区分した当該借用金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割 り引いて現在価値を算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次 のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社·子法人等株式(* 1)	10
非上場株式(*1)(*2)	285
組合出資金(*1)	1,370
合 計	1,665

- (*1)子会社・子法人等株式、非上場株式及び組合出資金については、市場価格がなく、時 価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりま
- (*2)当事業年度において、非上場株式についての減損処理はありません。 29.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、 「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、31.まで 同様であります。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
	国債	_	_	_
DE /TT / / 420 ME L 1 DT -	地方債	_	_	_
時価が貸借対照表 計上額を超える	短期社債	_	_	_
in上鎖を担える もの	社 債	1,300	1,321	21
007	その他	_	_	_
	小 計	1,300	1,321	21
	国 債	_	_	_
DE /TT / / 420 ME L 1 DT -	地方債	_	_	_
時価が貸借対照表 計上額を超えない	短期社債	_	_	_
計上領を超えない もの	社 債	_	_	_
	その他	200	200	_
	小 計	200	200	_
合 計		1,500	1,521	21

その他有価証券

				1
	種 類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
	株 式	170	143	27
	債 券	12,386	12,211	175
420 444 ± 1.077 ±	国 債	409	398	11
貸借対照表 計上額が取得原	地方債	6,136	6,043	92
司上領が取得原 価を超えるもの	短期社債	_	_	_
風を超えるのの	社 債	5,840	5,769	70
	その他	3,832	3,710	122
	小 計	16,389	16,064	324
	株 式	672	913	△ 240
	債 券	2,983	3,018	△ 34
440 AH 1 1070 +	国 債	_	_	_
貸借対照表 計上額が取得原	地方債	696	698	△1
司上領が取得原 価を超えないもの	短期社債	_	_	_
国で尼えないのの	社 債	2,287	2,320	△ 32
	その他	579	640	△61
	小 計	4,235	4,572	△ 336
合 計		20,624	20,636	△11

30. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 該当ありません。

.当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株 式	_	_	_
債 券	_	_	_
国 債	_	_	_
地方債	_	_	_
短期社債	_	_	_
社 債	_	_	_
その他	1,444	46	1
合 計	1,444	46	1

32.減損処理を行った有価証券

ます。

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のう ち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額 とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)してお ります。

当事業年度における減損処理額は、192百万円(うち、株式 192百万円)であります。 また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における市場価格 等に基づく時価が帳簿価額から50%以上下落している場合をいい、合理的根拠をもって 時価回復の見込があると判断した場合を除き、減損処理を実施しております。

33.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出 を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を 貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,868百万 円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが10,201百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そ のものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。こ れらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、 当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の

徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握 し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 34.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであり

条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を

[繰延税金資産] 個別貸倒引当金 1,325百万円 退職給付引当金 102 役員退職慰労引当金 90 賞与引当金 35 その他 176 繰延税金資産小計 1,731 評価性引当額 △ 608 繰延税金資産合計 1 122 [繰延税金負債] その他有価証券評価差額 繰延税金負債合計 1.122 繰延税金資産の純額

- 32 mp 71 m		
科目	第69期 平成30年度	第70期 令和元年度
経 常 収 益	5,330,427	5,420,344
資金運用収益	4,448,392	4,296,302
貸 出 金 利 息	4,117,294	3,918,969
預け金利息	113,963	116,096
コールローン利息	_	_
有価証券利息配当金	180,637	224,138
その他の受入利息	36,496	37,098
	368,263	390,554
受入為替手数料	206,802	205,420
その他の役務収益	161,461	185,133
その他業務収益	15,390	19,832
外国為替売買益	1,501	910
国債等債券売却益	_	_
国債等債券償還益	241	16
その他の業務収益	13,647	18,905
その他経常収益	498,380	713,655
貸倒引当金戻入益	_	624,786
償 却 債 権 取 立 益	352,557	50,345
株式等売却益		435
金銭の信託運用益	_	_
	145,823	38,087
経常費用	4,175,745	4,477,853
資金調達費用	124,722	103,156
	62,324	56,567
		2,129
給付補塡備金繰入額 借用金利息	2,686	44,460
	59,712	44,460
その他の支払利息		
<u>役務取引等費用</u>	505,078	503,312
支払為替手数料	92,457	92,219
- その他の役務費用	412,620	411,093
その他業務費用	1,291	2,540
国债等债券売却損	_	1,704
国债等债券償還損	492	319
国債等債券償却	_	
その他の業務費用	798	516
	3,075,233	3,033,399
人 件 費	1,969,177	1,955,818
物 件 費_	1,045,330	1,021,407
税金	60,724	56,172
その他経常費用	469,420	835,444
貸倒引当金繰入額	155,401	_
貸出金償却	213,887	386,897
株式等売却損	115	_
株式等償却_	205	192,041
その他資産償却	3,247	3,247
その他の経常費用	96,562	253,257
経常 利益	1,154,681	942,491
特別利益	_	_
固定資産処分益		_
その他の特別利益	_	_
特 別 損 失	32,014	293
固定資産処分損	49	293
減 損 損 失		_
その他の特別損失	31,965	_
税引前当期純利益	1,122,667	942,197
法人税、住民税及び事業税	159,371	204,454
法人税等調整額	311,700	149,534
当期純利益	651,594	588,209
繰越金(当期首残高)	105,315	118,040
当期未処分剰余金	756,909	706,249
	,	, =

》損益計算書注記

- 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。 2. 子会社との取引による収益総額は、該当ありません。 子会社との取引による費用総額は、52,528千円(人材派遣費用 52,526千円、預金利息 2千円)であります。
- 3. 出資 1口当たり当期純利益金額は、16円 14銭であります。

》剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	第69期	第70期	
***	平成30年度	令和元年度	
当期 純利益	651,594,464	588,209,197	
特別変動積立金取崩額	_	_	
土地再評価差額計上額	_	-	
土地再評価差額取崩額	_		
繰越金(当期首残高)	105,315,409	118,040,054	
当期未処分剰余金	756,909,873	706,249,251	
これを下記のように処分する。			
利 益 準 備 金	66,000,000	60,000,000	
出資に対する配当金	72,869,819	72,869,550	
(配当率)	年 2%	年 2%	
特 別 積 立 金	500,000,000	450,000,000	
繰越金(当期末残高)	118,040,054	123,379,701	
合 計	756,909,873	706,249,251	

》会計監査人による監査

令和 2年 6月 26日開催の第 70期総代会で報告又は承認を得た貸借対照表、損益 計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、福 岡監査法人の監査を受けております。

》財務諸表の正確性・内部監査の有効性

令和元年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処 分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に 係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和 2年 6月 29日

熊本第一信用金庫

理事長 豊 住 賢

② 報酬体系について

》1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。 また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退 任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定の時期 b. 支払額の計算 c. 支払の対象
- (2)令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	188

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です。
 - 2. 上記の内訳は、「基本報酬」124百万円、「賞与」37百万円、「退職慰労金」25百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った金額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

- 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。
- (3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

》2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の 非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であっ て、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当 金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。 なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 - 2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。 なお、令和元年度は該当する「主要な連結子法人」はありません。
 - 3. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額 としております。
 - 4. 令和元年度において、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

① 預金業務関係

》預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

					平成30年度	令和元年度
流	動	性	預	金	101,259	105,008
う	ちず	頁 利	息預	金	91,536	95,182
定	期	性	預	金	177,869	177,848
う	ち固定	€金利	定期預	頁金	165,188	165,584
う	ち変重	加金利	定期預	頁金	21	21
そ		の		他	808	816
譲	譲渡性預金		_	_		
合				計	279,936	283,672

- (注)1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 - 2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が 変動する定期預金

3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

》定期預金残高

				平成30年度	令和元年度
定	期	預	金	160,085	160,535
	固定金	利定期	預金	160,064	160,514
	変動金	利定期	預金	21	21
	そ	の	他	0	0



玉名蛇ケ谷公園の桜

① 融資業務関係

》貸出金平均残高

(単位:百万円)

				平成30年度	令和元年度
手	形	貸	付	22,371	22,324
証	書	貸	付	122,052	123,152
当	座	貸	越	10,061	10,361
割	引	手	形	819	757
合			計	155,304	156,596

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

》貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
当金庫預金積金	4,748	4,342
有 価 証 券	11	11
動產	_	_
不 動 産	51,256	50,604
そ の 他	_	_
計	56,016	54,958
信用保証協会・信用保険	41,793	42,781
保証	7,148	6,234
信用	53,222	55,857
合 計	158,180	159,830

》貸出金残高

(単位:百万円)

							平成30年度	令和元年度
貸		出:				金	158,180	159,830
	う	ち	変	動	金	利	88,857	92,085
	う	ち	固	定	金	利	69,323	67,745

》債務保証見返の残高

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度	
合 計	488	385	

》債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
当金庫預金積金	137	54
有 価 証 券	_	_
動產	_	_
不 動 産	263	250
そ の 他	_	_
計	400	304
信用保証協会·信用保険	42	26
保証	_	_
信用	45	53
合 計	488	385

》預貸率

(単位:%)

					平成30年度	令和元年度
期	末	預	預貸		56.52	56.61
期	中平	均	預貸	率	55.47	55.20

(注)1. 預貸率= <u>貸出金</u> <u>預金積金+譲渡性預金</u> × 100

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

》代理貸付の残高

	平成30年度	令和元年度
信金中央金庫	207	171
株式会社日本政策金融公庫	484	572
独立行政法人住宅金融支援機構	3,218	3,551
独立行政法人福祉医療機構	182	158
独立行政法人勤労者退職金共済機構	1	_
独立行政法人中小企業基盤整備機構	79	72
合 計	4,173	4,526

**************************************		平成30年度			令和元年度	
業種区分	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	213	4,986	3.15	200	4,943	3.09
農業、林業	64	551	0.34	58	531	0.33
漁業	1	70	0.04	1	8	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	6	357	0.22	7	390	0.24
建設業	713	15,744	9.95	709	15,090	9.44
電気、ガス、熱供給、水道業	19	1,393	0.88	22	1,481	0.92
情報通信業	20	287	0.18	21	295	0.18
運輸業、郵便業	63	1,797	1.13	65	1,809	1.13
卸売業、小売業	755	14,062	8.89	758	14,280	8.93
金融業、保険業	27	1,432	0.90	24	1,550	0.97
不 動 産 業	471	40,192	25.40	478	41,483	25.95
物品賃貸業	14	247	0.15	12	258	0.16
学術研究、専門・技術サービス業	75	1,124	0.71	74	1,295	0.81
宿 泊 業	34	3,501	2.21	34	3,907	2.44
飲食業	447	3,498	2.21	434	3,925	2.45
生活関連サービス業、娯楽業	203	4,861	3.07	214	5,684	3.55
教育、学習支援業	26	1,274	0.80	33	1,304	0.81
医療、福祉	121	6,158	3.89	119	6,409	4.01
その他のサービス	480	8,643	5.46	460	7,820	4.89
小 計	3,752	110,185	69.65	3,723	112,472	70.36
地方公共団体	13	8,310	5.25	13	9,203	5.75
個人(住宅・消費・納税資金等)	12,695	39,685	25.08	12,191	38,155	23.87
合 計	16,460	158,180	100.00	15,927	159,830	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※貸出金の使途別内訳

(単位:百万円、%)

				平成3	0年度	令和元年度			
				貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比		
設	備	資	金	73,754	46.63	78,090	48.86		
運	転	資	金	84,426	53.37	81,740	51.14		
合			計	158,180	100.00	159,830	100.00		

<u>> 貸倒引当金の内訳</u>

(単位:百万円)

			平成30年度			令和元年度	
		一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合計
期 首	残 高	398	2,290	2,688	312	2,368	2,680
当 期	増 加 額	312	2,368	2,680	385	1,659	2,044
当期減少額	目的使用	_	163	163	_	10	10
ヨ州似ツ領	その他	398	2,126	2,524	312	2,357	2,669
期 末	残 高	312	2,368	2,680	385	1,659	2,044

≫貸出金の償却

(単位:千円)

					平成30年度	令和元年度
貸	出	金	償	却	213,887	386,897

>> 金融再生法開示債権

	平成30年度	令和元年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,612	1,357
危 険 債 権	7,330	7,214
要管理債権	1,011	995
正常債権	148,834	150,757
合 計 額	158,789	160,324

(単位:百万円)

- 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生 手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥って いる債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政 状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利 息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」 に該当する貸出金をいいます。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない 債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、 「要管理債権」以外の債権をいいます。

>> 金融再生法開示債権保全状況

	平成30年度	令和元年度
金融再生法上の不良債権(A)	9,954	9,567
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,612	1,357
危 険 債 権	7,330	7,214
要管理債権	1,011	995
保全額(B)	7,508	6,808
貸倒引当金(C)	2,431	1,763
担保·保証等(D)	5,077	5,045
保全率(B)/(A)%	75.42%	71.16%
担保・保証等控除後債権に 対する引当率 (C)/((A)-(D))%	49.84%	38.99%

(単位:百万円)

(単位:百万円)

(注)貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

》リスク管理債権の引当・保全状況

		残高(A)	担保·保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全率 (%)(B+C)/A
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	平成30年度	73	73	_	100.00
破 綻 先 債 権	令和元年度	71	71	_	100.00
	平成30年度	8,835	4,609	1,820	72.76
<i>连</i> /带 損 /惟	令和元年度	8,472	4,614	1,104	67.49
3ヵ月以上延滞債権	平成30年度	_	_	_	_
3 刀 月 以 工 些 席 頂 惟	令和元年度	_	_	_	_
貸出条件緩和債権	平成30年度	1,011	369	603	96.16
貝山木叶板州貝惟	令和元年度	995	339	651	99.58
	平成30年度	9,920	5,052	2,423	75.35
合 計	令和元年度	9,539	5,025	1,756	71.09

- 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
- 2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 3. [3 ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- 5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。
- 8. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
- (注)当金庫では、従来は法人税法の基準により、債権の直接償却を行っておりましたが、平成12年3月期より自己査定で無価値又は回収不能と判断された債権については、債権額から直接減じております。

① 有価証券関係

» 有価証券の平均残高

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
国	§ 397	397
地 方 億	6,305	6,548
社 債	8,833	8,665
株 =	1,489	1,490
外 国 証 券	\$ 200	200
その他の証券	5,150	5,229
合 i	† 22,376	22,531
その他の証券	\$ 5,150	5,229

(注)商品有価証券については残高はありません。

>> 預証率

	平成30年度	令和元年度
期末預証率	8.07	7.94
期中平均預証率	7.99	7.94

(注) 1. 預証率= 有価証券

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

≫有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

(単位:%)

			1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国		債	_	103	_	311	_	_	_	414
地	方	債	89	491	812	1,471	3,688	_	_	6,552
社		債	241	1,855	2,100	1,801	2,744	_	_	8,743
株		式	_	_	_	_	_	_	1,451	1,451
外Ⅰ	国証	券	_	200	_	_	_	_	_	200
その	他の訂	E券	_	200	_	2,848	1,849	_	330	5,228
合		計	330	2,850	2,913	6,432	8,282	_	1,782	22,591

				一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一								
			1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計		
玉	ſ	責	_	101	_	308	_	_	_	409		
地	方 信	責	304	503	1,538	1,621	2,864	_	_	6,832		
社	ſ	責	1,378	2,086	1,120	2,276	2,564	_	_	9,427		
株	Ī	t	_	_	_	_	_	_	1,138	1,138		
外	国証券	券	200	_	_	_	_	_	_	200		
その	他の証刻	券	_	203	717	2,696	504	_	290	4,412		
合	1	+	1,882	2,896	3,376	6,902	5,933	_	1,429	22,420		

》有価証券の時価情報

(単位:百万円)

- 1. 売買目的有価証券……保有がありません
- 2. 満期保有目的の債券

		種類			平成30年度			令和元年度	
				貸借対照表計上額	時 価	差額	貸借対照表計上額	時 価	差額
n+ /= / °	国		債	_	_	_	_	_	_
時価が	地	方	債	_	_	_	_	_	_
貸借対照表 計上額を	社		債	1,400	1,448	47	1,300	1,321	21
超えるもの	そ	の	他	_	_	_	_	_	_
E/2000	小		計	1,400	1,448	47	1,300	1,321	21
n+ /= /	国		債	_	_	_	_	_	_
時価が	地	方	債	_	_	_	_	_	_
貸借対照表 計上額を 超えないもの	社		債	_	_	_	_	_	_
	そ	\mathcal{O}	他	200	200	_	200	200	_
	小		計	200	200	_	200	200	_
合計				1,600	1,648	47	1,500	1,521	21

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 - 2. 上記の「その他」は外国証券等です。
 - 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。
- 3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記 「5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」 に記載し、本項では記載を省略しております。

4. その他有価証券 (単位: 百万円)

	種類			平成30年度			令和元年度	
			貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	株	式	661	572	89	170	143	27
<>> /±	債	券	14,111	13,842	268	12,386	12,211	175
貸借対照表	国	債	414	397	16	409	398	11
計上額が 取得原価を	地方	ī 債	6,452	6,331	120	6,136	6,043	92
超えるもの	社	債	7,243	7,113	130	5,840	5,769	70
E/2000	そ の	他	1,897	1,809	88	3,832	3,710	122
	小	計	16,670	16,224	445	16,389	16,064	324
	株	式	499	626	△ 126	672	913	△ 240
4 ₩ ↓ ↓ □ □ □ →	債	券	199	200	△0	2,983	3,018	△ 34
貸借対照表	国	債	_	_	_	_	_	_
計上額が 取得原価を	地方	ī 債	100	100	_	696	698	△ 1
超えないもの	社	債	99	100	△0	2,287	2,320	△ 32
	そ の	他	3,330	3,522	△ 191	579	640	△ 61
	小	計	4,030	4,348	△ 317	4,235	4,572	△ 336
合	計		20,700	20,573	127	20,624	20,636	△ 11

⁽注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は投資信託等です。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

	平成30年度 貸借対照表計上額	令和元年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社株式	10	10
その他有価証券 非上場株式 (店頭売買株式を除く)	280	285

» 金銭の信託の時価情報

保有がありません

》商品有価証券の時価情報

保有がありません

>> 第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引

 1. 金利関連取引
 該当ありません

 2. 通貨関連取引
 該当ありません

 3. 株式関連取引
 該当ありません

 4. 債券関連取引
 該当ありません

 5. 商品関連取引
 該当ありません

 6. クレジットデリバティブ取引
 該当ありません

①子会社等の概況/連續基準における指標

》当金庫グループの主要な事業内容

当金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に事務処理代行(人材派遣業務)のサービスを提供しております。

≫子会社の概況

名称	株式会社いつしんサービス
住所	熊本市中央区花畑町10-31
資本金または出資金	1,000万円

事		業		の		内		容	労働者派遣事業
設		<u>1/</u>		年		月		日	昭和60年3月20日
当	金	庫	の	議	決	権	比	率	100%

≫連結基準における指標について

当金庫では、子会社は当金庫グループの財政状態及び 経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重 要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成し ておりません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余 金基準による割合は下記のとおりであります。

記

右記算式において、当金庫と子会社間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺消去しておりません。

資産基準=	子会社の総資産額の合計額 当金庫の総資産額	=	32百万円 316,359百万円	×	100 = 0.01%
経常収益基準=	子会社の経常収益の合計額 当金庫の経常収益	=	6百万円 5,420百万円	×	100 = 0.11%
利益基準=	子会社の当期利益の額のうち持分の合計額 当金庫の当期純利益	=	0百万円 588百万円	×	100 = 0.10%
利益剰余金基準=	子会社の利益剰余金のうち持分の合計額 当金庫の利益剰余金	=	22百万円 7,374百万円	×	100 = 0.30%

^{3.} 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

1 バーゼルⅢ 第3の柱に係る開示

I. 令和元年度の定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	熊本第一信用金庫
資金調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,643百万円
配当率	年 2.00%

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、当金庫の自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる内部留保による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、 当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスク を当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与 信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理 規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リ スク管理主管部署において、業種別、債務者区分別の状況や大口 与信先の状況などを定期的に経営陣に付議・報告し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、自己査定委員会を設置し、 融資統合システムによる随時査定を実施しております。自己査定 は営業店で第一次査定、審査第一部、審査第二部及び融資管理 部で第二次査定を行い、監査部が正確性の検証をする態勢とし ております。

リスク計測にあたっては、一般社団法人しんきん共同センターの「企業信用格付システム」を導入し、信用リスクの計量化に向けデータの蓄積を図っております。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を分離し相互に牽制が働く態勢としており、大口与信の取上げにあたっては、通常の審査に加え、融資審査委員会及び常勤理事会で慎重な審議を行っております。

信用コストである貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却及び引当金計上に関する取扱」に基づき、正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権含む)は予想損失額を見積もり一般貸倒引当金に計上、破綻懸念先債権は個別債務者ごとに損失が見込まれる部分について貸倒引当金を計上、実質破綻先及び破綻先は債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が見込まれる額を減算し、残額を貸倒償却するか又は個別貸倒引当金に計上しております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母であるリスク・アセット額を求めるために使用する資産の種類ごとの掛目のことです。

当金庫は標準的手法を採用しており、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

- ·R&I(株式会社格付投資情報センター)
- · JCR(株式会社日本格付研究所)
- · Moody's(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- ・S&P(S&P グローバル レーティング)

なお、当金庫はエクスポージャーの種類ごとに適格格付機

関の使い分けは行っておりませんが、金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定においては、経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコアを使用しております。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより被る損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、住宅融資保険、民間保証等がありますが、その手続きについては、「貸出事務取扱規程」「不動産担保評価基準書」等により適切な事務取扱並びに適正な評価管理を行っております。

バーゼル川でいう信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合に、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合がありますが信用リスク削減方策の一つとして認められております。 この際は当金庫が定める貸出事務取扱規程」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払い戻し充当いたします。

なお、バーゼルIIIで定められ当金庫で採用している信用リスク削減手法は、適格担保として自金庫預金積金、保証として(社)しんきん保証基金、オリックス(株)、SMBC コンシューマーファイナンス(株)、三菱UFJ ニコス(株)、(株)クレディセゾン、ライフカード(株)、(株)オリエントコーポレーション、(株)ジャックス、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、上記適格格付機関が付与している格付により判定しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫においては、有価証券投資の一環として買い付けた投資信託の一部に裏付け資産として派生商品取引があったもので、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておらず、これらの取引の取引相手方のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要についての取り決め等は行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、該当ありません。

投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適正なリスク管理に努めております。

(2)証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の 算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3)証券化取引に関する会計方針

当該取引に関する会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に

使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する 適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、投資の 種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・R&I(株式会社格付投資情報センター)
- ·JCR(株式会社日本格付研究所)
- · Moody's(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- ·S&P(S&P グローバル レーティング)

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーショナル・リスク管理規程」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの分析を行い、リスク顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、 各種「事務取扱規程」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査等を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他リスクについては、苦情等に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

オペレーショナル・リスク相当額の算定については、基礎的手法による計測を採用しており、態勢を整備しております。 また、一連のオペレーショナル・リスクに関しましては、業務改善委員会等、各種委員会にて定期的に協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会、部長会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

- (2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当金庫は、基礎的手法を採用しております。
- 8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及び日経平均β値 10% 下落時によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況等について、定期的に経営陣に報告を行っております。

一方、非上場株式等、上記以外についても、その状況について、適 宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。 なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価 証券の会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に 関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値現在価値)や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益(金利収益)が変動するリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、その他の市場リスク(株式リスク等)との関係性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しています。

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標であるΔ EVE 及び期間損益変化の指標であるΔ NII を、複数の金利

ストレスナリオに基づき算出しており、リスク統括部署が四半期 ごとに、資金運用委員会及び部長会に報告するとともに、Δ EVE については自己資本の20%を超えないよう管理しております。

万一、金利リスクが自己資本の一定割合を超過するなど、金利 リスクが過大となった場合には、有価証券売却などにより資産・ 負債の残高や期間構成を変化させる方針としております。

(2)金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII に関する事項

流動性預金に割り当てられた 金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた 最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の 割当て方法及びその前提	金融庁が定める
固定金利貸出の期限前返済や 定期預金の早期解約に関する前提	保守的な前提
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスク の正値のみ合算し、通貨間の 相関は考慮していません
スプレッドに関する前提	割引金利の相関やスプレッド は考慮していません
内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません
前事業年度末の開示からの 変動に関する説明	該当ありません
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当期の重要性テスト(金利リスク(ΔEVE)/自己資本の額) の結果は、基準値である自己資本の額の20%以内に収まっております

1 パーゼルⅢ 第3の柱に係る開示

11.自己資本の構成互関する開示事項(単純はおける場示事項)



(単位:百万円、%)

		Υ	(単位:百万円、
	項目	平成30年度	令和元年度
	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,429	10,944
	うち、出資金及び資本剰余金の額	3,643	3,643
	うち、利益剰余金の額	6,858	7,374
コ	うち、外部流出予定額(△)	72	7:
コア資本に係る基礎項目(1)	うち、上記以外に該当するものの額	△0	Δι
<u>ネ</u>	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	312	38
係っ	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	312	38
る 基		_	-
떛 項	 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
目 (1)	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
	土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	247	19
	コア資本に係る基礎項目の額(イ)	10,988	11,52
	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	37	4
	うち、のれんに係るものの額	_	-
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	37	4
		_	-
	適格引当金不足額	_	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	-
	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	-
コ	前払年金費用の額	_	-
ア 資	自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	-
本	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_
係る	少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_
コア資本に係る調整項目2)	ー 信用金庫連合会の対象普通出資等の額	_	_
項	 特定項目に係る10パーセント基準超過額	_	_
目 2)	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	-
		_	
		_	
		_	-
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
	コア資本に係る調整項目の額(口)	37	4
資本	自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	10,951	11,48
	信用リスク・アセットの額の合計額	123,321	125,19
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△399	△39
フス	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,500	 △1,50
ク・ア	うち、上記以外に該当するものの額	1,100	1,10
リスク・アセット等3)	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,916	7,82
ト 学	信用リスク・アセット調整額		7,52
3)	オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	_
	リスク・アセット等の額の合計額(二)	131,238	133,01
三資本	「	8.34%	8.6

⁽注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

1 バーゼルⅢ 第3の柱に係る開示



1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

		平成3	0年度	令和元年度		
		リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	
 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の台	<u> </u>	123,321	4,932	125,194	5,007	
①標準的手法が適用されるポートフォリオご	とのエクスポージャー	123,210	4,928	125,098	5,003	
現金		_	_	_	_	
我が国の中央政府及び中央銀行向け		_	_	_	_	
外国の中央政府及び中央銀行向け		_	_	_	_	
国際決済銀行等向け		_	_	_	_	
我が国の地方公共団体向け		_	_	_	_	
外国の中央政府等以外の公共部門向け		_	_	_	_	
国際開発銀行向け		_	_	_	_	
地方公共団体金融機構向け		_	_	_	_	
我が国の政府関係機関向け		_	_	_	_	
地方三公社向け		20	0	20	0	
金融機関及び第一種金融商品取引業者に		9,421	376	9,407	376	
法人等向け		26,961	1,078	28,032	1,121	
中小企業等向け及び個人向け		26,810	1,072	27,046	1,081	
抵当権付住宅ローン		1,571	62	1,663	66	
不動産取得等事業向け		41,929	1,677	43,462	1,738	
3ヵ月以上延滞等		1,350	54	717	28	
取立未済手形		16	0	11	0	
信用保証協会等による保証付		1.329	53	1.416	56	
株式会社地域経済活性化支援機構等に。			_		_	
出資等	N O PRIME 13	1,622	64	1,507	60	
出資等のエクスポージャー		1,497	59	1,382	55	
重要な出資のエクスポージャー		125	5	125	5	
上記以外		12.176	487	11.812	472	
	段のうち対象普通出資等及びその他外部 以外のものに係るエクスポージャー	2,500	100	2,500	100	
信用金庫連合会の対象普通出資等で れなかった部分に係るエクスポージ	あってコア資本に係る調整項目の額に算入さ ャー	1,820	72	1,732	69	
特定項目のうち調整項目に算入され	ない部分に係るエクスポージャー	2,411	96	2,037	81	
総株主等の議決権の百分の十を超え	る議決権を保有している他の金融機関等に係	_	_	_	_	
	る議決権を保有していない他の金融機関等に					
る5%基準額を上回る部分に係るエ	(のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係 クスポージャー	-	_	_	_	
上記以外のエクスポージャー		5,443	217	5,541	221	
②証券化エクスポージャー 「		_	_	_	_	
証券化	STC要件適用分	_	_	_	_	
	非STC要件適用分	_	_	_	_	
再証券化	19 20		_	_	_	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	5エクスボージャー	496	19	477	19	
ルック・スルー方式		496	19	477	19	
マンデート方式		_	_	_	_	
蓋然性方式(250%)		_	_	_	_	
蓋然性方式(400%)		_	_	_	_	
フォールバック方式(1250%)		_	_	_	_	
		1,100	44	1,100	44	
スク·アセットの額に算入されなかったものの	るエクスポージャーに係る経過措置によりリ D額	△1,500	△60	△1,500	△60	
OCVAリスク相当額を8%で除して得た額		13	0	17	0	
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		0	0	_	_	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を	8%で除して得た額	7,916	316	7,824	312	
単体総所要自己資本額(イ+口)		131,238	5,249	133,019	5,320	

- (注)1. 所要自己資本の額 = リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

 - 5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〈 オペレーショナル・リスク相当額 〉 (基礎的手法)の算定方法 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

2. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1)信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高《業種別・残存期間別》

(単位:百万円)

- エクスポージャー 信用リスクエクスポージャー期末残高										(単位・日万円)
区分			貸出金、コミッ その他のデリ のオフ・バラン	・トメント及び バティブ以外	債	券	デリバテ	ィブ取引	3ヵ月 延 エクスポ	滞
業種区分 期間区分	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
製造業	6,399	7,311	4,963	5,209	798	1,596	_	_	18	18
農業、林業	887	854	887	854	_	_	_	_	13	5
漁業	71	9	71	9	_	_	_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	357	390	357	390	_	_	_	_	4	4
建設業	16,954	16,204	16,754	16,004	200	200	_	_	132	150
電気・ガス・熱供給・水道業	4,093	4,201	1,394	1,501	2,699	2,699	_	_	_	_
情報通信業	673	587	291	301	302	202	_	_	0	_
運輸業、郵便業	2,017	2,034	1,853	1,870	_		_	_	_	_
卸 売 業 、小 売 業	15,360	15,717	15,156	15,413	200	300	_	_	5	2
金融業、保険業	3,804	3,988	1,428	1,562	2,000	2,000	_	_	9	9
不動産業	40,783	42,015	40,781	42,012	_	_	_	_	487	201
物品質質業	247	258	247	258	_	_	_	_	_	_
学術研究、専門・技術サービス業	1,312	1,457	1,312	1,457	_	_	_	_	2	2
宿 泊 業	2,760	3,248	2,749	3,237	_	_	_	_	174	109
飲食業	4,598	4,937	4,598	4,937	_	_	_	_	14	22
生活関連サービス業、娯楽業	5,148	6,016	5,141	6,010	_	_	_	_	130	123
教育、学習支援業	1,387	1,402	1,387	1,402	_	_	_	_	_	_
医療、福祉	6,060	6,396	6,060	6,396	_		_	_	_	_
その他のサービス	9,585	8,679	9,379	8,535	_		_	_	93	57
国·地方公共団体等	17,753	18,935	8,312	9,203	9,441	9,731	_	_	_	_
	33,317	32,117	33,317	32,117	_		_	_	256	172
そ の 他	11	33	_	_	_		_	_	_	_
業種別合計	173,586	176,801	156,444	158,689	15,643	16,729	_	_	1,344	879
1 年 以 下	29,081	29,578	28,751	27,702	330	1,875	_	_		
1 年 超 3 年 以 下	14,882	12,922	12,263	10,257	2,618	2,664	_	_		
3 年 超 5 年 以 下	15,360	15,382	12,526	12,775	2,833	2,606	_	_		
5年超7年以下	16,083	17,947	12,572	13,777	3,510	4,169	_	_		
7 年 超 1 0 年 以 下	27,935	27,193	21,585	21,781	6,349	5,412	_	_		
10 年 超	57,726	62,492	57,726	62,492	_	_	_	_		
期間の定めのないもの	12,517	11,284	11,018	9,901	_	_	_	_		
残存期間別合計	173,586	176,801	156,444	158,689	15,643	16,729	_	_		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3 カ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には株式等が含まれます。
 4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 6. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

		期首残高	当期増加額	当期》		期末残高
	期目残高		州日戊同 ヨ州垣川領		その他	别不戏同
一般貸倒引当金	平成30年度	398	312	_	398	312
一板具倒引ヨ並	令和 元年度	312	385	_	312	385
個別貸倒引当金	平成30年度	2,290	2,368	163	2,126	2,368
间 別 負 倒 匀 ヨ 並	令和 元年度	2,368	1,659	10	2,357	1,659
	平成30年度	2,688	2,680	163	2,524	2,680
	令和 元年度	2,680	2,044	10	2,669	2,044

(3)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金							貸出金償却		
	当期增	自加額	当期洞	域少額	期末	残高	[出]	5負却		
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
製 造 業	332	50	293	332	332	50	8	16		
農業、林業	-	_	_	_	_	ı	ı	-		
漁業	_	_	_	_	_	_	-	_		
鉱業、採石業、砂利採取業	-	_	_	_	_	_	_	_		
建設業	162	122	248	162	162	122	5	61		
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	4	_	_	_	_	_		
情報通信業	_	_	_	_	_	_	_	_		
運輸業、郵便業	52	36	84	52	52	36	_	_		
卸売業、小売業	2	2	_	2	2	2	8	4		
金融業、保険業	116	87	18	116	116	87	_	_		
不 動 産 業	292	201	408	292	292	201	77	158		
物品賃貸業	_	_	_	_	_	_	-	_		
学術研究、専門・技術サービス業	-	_	_	_	_	_	-	_		
宿 泊 業	758	678	748	758	758	678	58	64		
飲食業	12	10	22	12	12	10	2	7		
生活関連サービス業、娯楽業	249	187	440	249	249	187	27	5		
教育、学習支援業	_	_	_	_	_	_	_	_		
医療、福祉	352	246	_	352	352	246	ı	_		
その他のサービス	4	0	_	4	4	0	4	32		
国·地方公共団体等	-	-	_	-	_	-	ı	-		
個 人	32	36	19	32	32	36	22	36		
合 計	2,368	1,659	2,290	2,368	2,368	1,659	213	386		

⁽注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

4		エクスポージャーの額							
告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	平成3	0年度	令和元年度						
フハフ フェート 匹力 (70)	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し					
0%	_	17,553	_	18,635					
10%	_	20,641	_	20,533					
20%	4,249	75	4,526	41					
35%	_	3,516	_	3,403					
50%	22,016	500	22,881	508					
75%	_	28,728	_	28,786					
100%	1,195	73,427	1,052	75,166					
150%	_	671	_	254					
250%	_	1,000	_	1,000					
1,250%	_	10	_	10					
その他	_	_	_	_					
合 計	27,461	146,124	28,461	148,340					

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 - 2. エクスポージャーは信用リスク削 減手法適用後のリスク・ウェイト に区分しております。
 - 3. コア資本に係る調整項目となった エクスポージャー、CVAリスクおよ び中央清算機関関連エクスポー ジャーは含まれておりません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法	スク削減手法 適格金融資産担保		保	証	クレジット・デリバティブ		
ポートフォリオ	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	8,292	8,010	21,424	21,087	_	_	

⁽注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

^{2.} 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

上記取引について、当金庫は該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

上記取引について、当金庫は該当ありません。

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1)貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	平成3	0年度	令和元年度		
区刀	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価	
上場株式等	1,171	1,171	852	852	
非上場株式等	1,691	1,691	1,718	1,718	
合 計	2,862	2,862	2,570	2,570	

⁽注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. その他資産勘定に出資として計上しております非上場の出資は、非上場株式に含めております。

(2)出資等エクスポージャーの売却

及び償却に伴う損益の額

(単位	:	白力片	J)

			平成30年度	令和元年度
売	却	益	_	0
売	却	損	0	1
償		却	0	192

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

(3)貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で

認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

				平成30年度	令和元年度
評	価	損	益	127	△11

(4)貸借対照表及び損益計算書で

認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

				平成30年度	令和元年度
評	価	損	益	_	_

(5)リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
ルック・スルー方式を適用するエ クスポージャー	5,219	4,381
マンデート方式を適用するエク スポージャー	_	_
蓋然性方式(250%)を適用する エクスポージャー	_	_
蓋然性方式(400%)を適用する エクスポージャー	_	_
フォールバック方式(1250%)を 適用するエクスポージャー	_	_

7. 金利リスクに関する事項

(単位	:	百万四

IRR	IRRBB1:金利リスク							
		1		ハ	=			
項番		ΔΕ	VE	اΔ	III			
		当期末	前期末	当期末	前期末			
1	上方パラレルシフト	733	538	236				
2	下方パラレルシフト	_	475	0				
3	スティープ化	1,112	848					
4	フラット化							
5	短期金利上昇							
6	短期金利低下							
7	最大値	1,112	848	236				
$\overline{}$		7	7	^				
		当其	月末	前期末				
8	自己資本の額	11,4	11,486 10,951					

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)に よる改正を受け、令和2年3月末から Δ NIIを開示することとなりました。このため、開示初年 度につき、当期末分のみを開示しております。



田原坂公園

① 当金庫のあゆみ

WAR 27 5			60.41 A 271 L	WAR 471 5			60.41 01 5
当金庫の動き	年	月	一般社会の動き	当金庫の動き	年	月	一般社会の動き
	S26	4	500円札登場	個人年金保険の窓口販売開始	H14	10	
信用金庫法施行に伴い改組	S27	2	华 士工,中	本店ビル耐震・改装工事竣工	1115	12	
国民金融公庫代理貸付業務の取扱い開始	S28 S29	6 2	熊本大水害	個人向け国債の取扱の開始	H15	3	 イラク戦争によりフセイン政権崩壊
中小企業金融公庫代理貸付業務の	S31	2		植木支店新築建替	H16	10	「フノ料チになりノビーノ政権的域
取扱い開始				事業者ローン「しんきん応援団」取扱開始		12	
	S33	6	阿蘇山大爆発	(株)アスリートクラブ熊本			
全国信用金庫連合会代理貸付業務		12		(ロアッソ熊本)に出資			
の取扱い開始	S35	10	能太团体即 做	決済用預金取扱開始	H17	1 3	一种眼/3
	S39	10	熊本国体開催 東京オリンピック			4	愛知万博開催 ペイオフ全面解禁
住宅金融公庫代理貸付業務の	S41	3	水水パリンこ フン	進学サポートローン「未来」取扱開始	H18	4	、「カラエ固併系
取扱い開始				夏の軽装「クールビズ」開始		6	
山鹿信用金庫と合併	S44	8		コラボ産学官熊本支部設立総会・記念式典		8	
	S45		大阪万国博		1110	9	第一次安倍政権誕生
	S46 S47	4 5	新熊本空港オープン 沖縄本土復帰	田崎支店新築建替	H19 H20	9	福田政権誕生 麻生政権誕生
本店ビル新築落成	341	7	/中吨4-15/市	帯山支店新築建替	1120	11	//////////////////////////////////////
環境衛生金融公庫代理貸付業務の				しんきんアグリサポートローン	H21	4	
取扱い開始				「豊作」取扱開始			
	S48	2				8	鳩山政権誕生
五共 文 兴 交 园 也)	C40	10	第一次石油危機	八王寺通支店、本荘支店店舗統廃合	H22	8	
両替商業務取扱い開始	S49 S50	3 7	沖縄海洋博覧会開催	御船支店新築移転	H23	2	 東日本大震災
オンライン業務(普通預金)取扱い開始	S51	5	/ P. N. P.			3	未日本八展炎 九州新幹線全線開通
本店にCD設置(第1号)		6				4	熊本市政令指定都市へ移行
	S52	5	熊本市人口50万人突破	大江支店、出町支店店舗統廃合		8	
医療金融公庫代理貸付業務の取扱い開始		7		「阿蘇草原再生定期預金」取扱開始	H24	1	
	S53	5	成田空港開港	熊本駅前支店新築建替		2	
日本銀行と取引開始	S54	12 6	東京サミット開催	(くまもと森都心ビル1階)		5	 東京スカイツリー開業
日本銀行歳入代理店事務取扱い開始	004	12	水水 / ヘノー			7	九州北部豪雨
預金高500億円達成	S55	3		「Kidsしんきん教室」開催		8	
	S56	3	熊本市などテクノポリス地域指定			12	第二次安倍政権誕生
国債の窓口販売開始	S58	6		教育カードローン取扱開始	H25	1	
熊本第一信用金庫歌制定 外国為替取次開始	S59	6 7		森本会長「しんきん幾星霜」熊日に連載		12	阿蘇地域が「世界農業遺産」に認定
株式会社いつしんサービス設立(子会社)	S60	6		林平公氏「しんこんの及生相」照口に圧戦	H26	4	 消費税率8%へ引き上げ
		9	プラザ合意	婚活パーティー「めぐり逢い」開催	H27	4	
	S62	4	国鉄民営化		H28	2	日本銀行マイナス金利導入
預金高1,000億円達成	S63	6	nn.r	合志さくらグラウンドに千原桜植樹		3	T-1000 (-45 t-11) = 76 t
	S64 H元	1	昭和天皇崩御 消費税実施	当金庫が代表となりグループ		9	平成28年熊本地震発生
	1176	12		ヨ亜庫が代表となりブループ 補助金を申請		9	
熊本商科大学へ奨学基金を贈る	H2	8	The 1-5 mac	110,200	H29	1	 米国トランプ大統領就任
ファームバンキングサービスの取扱い開始		10	東西ドイツ統合	組織変更により地域振興部設置		3	
	НЗ	2	湾岸戦争(1月~2月)	刈草支店新築移転		6	上野動物園でパンダ
	Ц7	12		(4) 富士 作 5.5 统 4. **		11	「シャンシャン」誕生
	H7	3	阪神淡路大震災発生 地下鉄サリン事件発生	健軍支店新築建替	H30	11 2	 平昌冬季オリンピック開催
信託業務の取扱い開始		6	201 飲	全期間固定金利型住宅ローン・	1100	3	一日ミチカラグにテクト開催
外国為替業務の取扱い開始	Н8	10		事業者ローン取扱開始			
	H10	2	長野オリンピック開催	各種団体信用生命保険付証貸ローン取扱開始		5	
証券投資信託の取扱い開始	1144	12	/++ + + = 4 = #			6	「長崎と天草地方の
インターネットバンキングサービス取扱開始	H11	9	くまもと未来国体開催 全国2番目の女性知事				潜伏キリシタン関連遺産」 世界文化遺産登録決定
ノノ	1112	4		熊本城復興支援定期預金「天守閣」取扱開始		12	にクト入 し
モバイルバンキングサービス取扱開始		7	2千円の新札発行		R元	5	平成から令和に改元
			沖縄サミット開催			9	ラグビーワールドカップ2019
私募債取扱開始		11					日本大会開催
しんきんATMゼロネットサービス開始	1112	12		***************************************		10	消費税率10%へ引き上げ
スポーツ振興くじ(サッカーくじ)払戻業務開始 (株)九州しんきんカード発足	H13	3	アメリカ同時多発テロ発生	普通預金の通帳レス口座取扱開始 新型コロナウイルス感染症	R2	11 5	
(森本会長が社長に就任)		9	ァバリ川町 夕光ナロ光土	対策支援説明会開催	NΔ		
(H14	3	FIFAワールドカップKOREA	7-3-1-A-3-A-3-M-173-A-173 IE			
			/JAPAN開催				
			/JAPAN開催				

熊本第一信用金庫の現

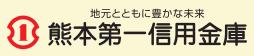
32.貸出金残高 _____

33.債務保証見返の残高 _____

開示内容

このディスクロージャー資料は信用金庫法施行規則で定められた開示項目の他、当金庫が自主的に開示する任意項目が含まれています。

概況·組織		34.預貸率41
		35.貸出金の担保別内訳41
1.基本方針		36.債務保証見返の担保別内訳 ———41
2.当金庫の概要		37.代理貸付の残高41
3.総代会制度		38.貸出金の業種別内訳42
4.総代の氏名等		39.貸出金の使途別内訳42
5.主な事業内容		40.貸倒引当金の内訳42
6.リスク管理		41.貸出金の償却42
7.内部管理態勢とコンプライアンス ————		42.金融再生法開示債権43
8.地方創生	11~12	43.金融再生法開示債権保全状況 ———43
9.中小企業の経営改善への取組状況及び		44.リスク管理債権の引当・保全状況 43
地域活性化への取組み ―――――	13~15	
10.当金庫における金融ADR制度への対応の概要 —		有価証券関係
11.環境問題への取組み	17	有
12.顧客保護等への取組み	18~19	45.有価証券の平均残高44
13.個人情報保護	20	46.預証率44
14.金融犯罪の防止について ——————	21	47.有価証券の残存期間別残高 ————44
		48.有価証券の時価情報 44~45
経理·経営内容		49.金銭の信託の時価情報45
		50.商品有価証券の時価情報45
15.最近の5事業年度の主要な経営指標の推移 —	34	51.第102条第1項第5号に掲げる取引 45
16.最近の2事業年度の主要な業務の		
状況を示す指標 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――		子会社等の概況/連結基準における指標
17.利鞘 ————————————————————————————————————		
18.資金運用収支		52.当金庫グループの主要な事業内容 ———— 45
19.受取・支払利息の増減 ————		53.子会社の概況 — 45
20.利益率		54.連結基準における指標について
21.貸借対照表		
22.貸借対照表注記	37~38	バーゼルⅢ 第3の柱に係る開示
23.損益計算書	39	55.令和元年度の定性的な開示事項 ———— 46~47
24.損益計算書注記	—— 39	56.自己資本の構成に関する開示事項 ———— 48~4/
25.剰余金処分計算書	39	
26.会計監査人による監査	39	57.令和元年度の定量的な開示事項 ———— 49~52
27.財務諸表の正確性・内部監査の有効性 ———	39	7 0 W
28.報酬体系について —————	 4 0	その他
		58.営業のご案内22~24
預金業務関係		59.主な手数料のご案内 ————25
		60.トピックス 26~30
29.預金積金及び譲渡性預金平均残高		61.信用金庫と信金中央金庫グループのネットワーク — 31
30.定期預金残高 ————————————————————————————————————	—— 40	62.営業店ネットワーク 32
-1.5-111		63.当金庫のあゆみ 53
融資業務関係		
31.貸出金平均残高	<u> </u>	



〒860-8681 熊本県熊本市中央区花畑町10番29号 TEL:096-355-6111(代表)

http://www.daiichishinkin.co.jp/

熊本第一信用金庫



